

2023 年度税制改正に対する意見

2022 年 9 月



はじめに

新型コロナウイルス感染症が発生してからまもなく3年が経過する。この間、世界経済は諸活動の大幅な制限からリーマン・ショック以来の停滞を余儀なくされたものの、ワクチン接種率の向上やウイルスの弱毒化が進み、コロナ感染抑制と経済社会活動の正常化との両立に向けた人類の賢明な努力が続けられてきたといえる。

しかしながら、今年2月に勃発したロシアのウクライナ侵攻とその長期化が国際情勢を一変させた。台湾有事を巡る米中間の緊張も高まっている。「権威主義 vs 民主主義・自由主義」という価値観対立の構造が浮き彫りになり、国際社会は分断の危機に直面、国際商品や金融・為替市場の不安定な動きも加わり、先行きの不確実性が増している。

国内では、今春以降、海外での相次ぐ利上げによる内外金利差拡大を主因として円安が進行した。過度な円安とエネルギー・資源価格の高騰は、企業経営上の大きなリスク要因である。短期的には企業業績の悪化に備えた資金繰り支援、家計の所得の目減りを回避すべく、働く人への分配を強化する賃上げの推進が急務である。

一方、長年の懸案である財政健全化への道筋をつけながら、ウィズコロナ社会の本格的な到来を見据えた脱炭素化やデジタル化の早期実現、過度な東京一極集中の是正、企業の国際競争力および活力の向上、防災・減災投資の促進など、重要課題は山積している。

わが国は激変する環境のもと、山積する重要課題の解決に向けて、経済社会の諸制度を新たな時代に即して精査する時期に来ていると思われる。税制がその重要な役割の一つを担っていることは改めて言うまでもない。

本意見書では、本文で来年度税制改正への具体的要望事項を述べ、付属資料として税制改正に向けた基本的な考え方と中長期的な検討要望事項を記している。

政策当局におかれましては、本提言の趣旨をご理解頂き、提言内容が今後の政策運営に着実に反映されるよう、要望するものである。

2022 年 9 月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 水 野 明 久

副 会 長 伊 藤 歳 恭

税制委員長

目次

2023 年度税制改正に対する意見	1
1. ウィズコロナ社会に応じた税制の整備	2
(1) 企業の成長を下支えする環境の整備	2
(2) 新たな時代への適応力強化	4
2. 脱炭素社会の推進に寄与する税制の整備	6
(1) 脱炭素社会に向けた環境整備	6
(2) 脱炭素化の促進に寄与する税制	8
3. デジタル田園都市国家の実現に寄与する税制の整備	11
(1) 企業のデジタル化の加速と人材育成の強化	11
(2) 地域の自立性の強化による東京一極集中の是正	14
(3) 中部圏の活性化と産業の高度化	18
4. 企業活動を活性化する環境整備	22
(1) 企業の国際競争力および活力の向上	22
(2) 公正な国際課税制度の整備	24
(3) 中小企業の経営基盤強化	29
(4) 税務負担の軽減	31
(5) 税の新陳代謝と合理性の検討	32
5. 国家的災害リスク管理の向上	35
(1) 防災・減災対策に資する税制などの支援策の創設・拡充等	35
(2) 災害復興に資する税制の強化	38

【付属資料】

税制改正の基本的見解と中長期要望項目	39
I. 税制改正の基本的見解	40
1. 税制改正の必要性 — わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割 .	40
(1) ウィズコロナ社会に応じた経営環境の整備	40
(2) 日本経済の持続的成長・構造改革の実現	40
(3) 国際的な環境変化への対応	41
(4) 脱炭素社会の実現に向けた対応	41
(5) デジタル化の加速と人材育成の強化	41
(6) 地域創生の実現	42
(7) 大規模災害の教訓を踏まえた国家的災害リスク管理の向上	42

(8) 財政健全化への取り組み	43
(9) 社会保障制度の持続可能性の向上とセーフティーネットの構築	43
(10) SDGs の推進	43
2. 改革の進め方	44
(1) 税制・財政・社会保障制度の改革を「三位一体」で進める	44
(2) 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える	44
(3) タックスミックスの考え方で租税体系全体を再構築する	45
(4) 国税と地方税の役割を根本から見直す	45
(5) 法人税改革は国際課税ルールと競争力向上を意識して実施する	46
(6) 経済社会の変化に応じた税制の新陳代謝と税務負担の軽減を進める	46
3. 中部圏の税制への期待	47
(1) イノベーションの促進	47
(2) 産学官の連携を促進する税制	47
(3) 東京一極集中の是正	47
(4) 中部圏企業の税制に関する問題意識	48
4. 2023 年度税制改正に向けた論点	48
 II. 中長期の課題解決に対する要望	 49
1. 公平な所得再分配に資する構造的改革	49
2. 国の根幹にかかわる人口と経済的繁栄の地域間格差の是正	49
3. 基幹税である消費税制の改善	50
4. 経済活動を抑制する税制や歪みをもたらす税制の廃止または見直し	50
5. 税務負担の抜本的な軽減に向けた税制の見直し（再掲）	51
6. 納税者権利憲章の制定	51

2023 年度税制改正に対する意見

《重点要望項目》

租税制度の改革に向け、特に以下の３点について「重点要望項目」として要望する。

- リスキリングの推進に資する税制の創設
- エネルギー・自動車関係諸税の整理
- DX投資促進税制の期限延長と適用要件の見直し

1. ウィズコロナ社会に応じた税制の整備

(1) 企業の成長を下支えする環境の整備

① 法人税率及び地方法人二税の時限的な引き下げ

- ・ 新型コロナウイルス感染症は発生から3年目を迎えたものの完全に収束することではなく、わが国経済に依然として影響を与える状況が続いている。サプライチェーンの停滞・混乱に加えて、2022年2月に発生したロシアのウクライナ侵攻を契機として、エネルギー・資源・原材料価格が高騰、企業業績に悪影響を及ぼしている。企業はこうした状況下で事業の継続と業績の回復に必死の努力を行っており、企業が必要としているのは足元の資金繰りへの支援である。
- ・ 中経連会員企業へのアンケート調査においても、ウィズコロナ社会において必要となる税制上の措置を問う質問に対し、多くの企業が「法人税と地方法人二税の時限的軽減」を挙げている。
- ・ 足元の業績悪化と先行きが不透明な経営環境下において、企業の資金的な負担を少しでも軽減し、将来に向けた投資促進を図るため、法人税率および地方法人二税の税率を時限的に引き下げるべきである。
- ・ これらの措置により、企業経営が早期に回復または安定することで、長期的な法人税収の安定や雇用確保にも繋がるものと考えられる。

② 欠損金の繰戻還付特例の再適用と拡充

- ・ 欠損金の繰戻還付は新型コロナ税特法の特例により時限的に適用対象が拡大されたが、現在は時限措置が終了し、1億円以下の中小企業にしか適用を認められていない。
- ・ しかしながら、長期化するコロナ禍や、調達コストの上昇により業績が悪化し、資金繰りに苦しむ企業はその規模に関わらず多く存在する。
- ・ したがって、資本金1億円超の企業にも欠損金の繰戻還付特例を再適用するとともに、繰戻期間を1年ではなく複数年とするなどの拡充を検討すべきである。

③ 研究開発税制に係る時限措置の期限延長と見直し

- ・ 「新しい資本主義」の実現に向けた改革として、「科学技術・イノベーションへの投資」や「スタートアップへの投資」が掲げられており、これらの投資促進のためには、基礎研究から社会実装までの各プロセスでの研究開発投資の底上げが不可欠である。
- ・ そのため、税制による研究開発投資へのインセンティブ強化に向けて、研究開発税制に係る時限措置を期限延長するとともに、企業の業績悪化（利益減少）時に

においても税制メリットを十分享受できるよう、控除額の上限をさらに引き上げるべきである。

- ・ また、研究開発段階において発生する費用は多様化しているため、適用対象となる範囲やその定義等を明確化することにより、使い勝手の向上を図るべきである。

④ 研究開発税制における繰越控除の時限的復活

- ・ 新型コロナウイルス感染症の長期化やエネルギー・資源・原材料価格の高騰による経営悪化への対処として、企業は足元の業績の維持・回復に資金を投じる必要があり、中長期的な視点での投資となる研究開発は委縮しがちである。
- ・ また、スタートアップ企業は利益計上の難しい創業フェーズにおいてこそ、多額の研究開発投資が必要となるため、収益が不安定となり欠損金が生じる可能性が高く、税制優遇の恩恵を享受しにくい立場にある。
- ・ したがって、このような厳しい状況下にあって、企業が行う研究開発行為のモチベーションの維持の観点や、それがわが国の経済発展に繋がる意義を政府は評価し、事業年度に法人税から控除しきれなかった税額控除を翌年度以降繰越できる制度の時限的復活を行うべきである。

⑤ 中小企業の法人税の軽減税率の期限延長

- ・ わが国の中小企業は、企業数で全企業の 99%を占め、各地域に根差しながら特色ある事業活動を行い、わが国の経済基盤の重要な部分を形成している。
- ・ 長引くコロナ禍と調達コストの上昇により、中小企業の経営状況は厳しさを増している。
- ・ そのような状況下においても、企業努力により利益計上に努める中小企業を資金繰りの面で支援するため、法人税の軽減税率の特例は期限を延長すべきである。

⑥ 固定資産税の軽減

- ・ 固定資産税は、企業の収益状況に関わらず、資産を所有するだけで固定費として納税義務が生じる税目である。
- ・ 長引くコロナ禍や、エネルギー・資源・原材料価格の高騰により、各企業は業績に大きな影響を受けており、事業継続に向けた間接的な支援として、納税に対する負担を少しでも軽減する必要がある。
- ・ これらのことを踏まえると、事業者に対して恒常的に生じる固定費的な税負担を時限的に軽減する特例措置は、事業の状況に応じて軽減期間の延長を柔軟に検討すべきである。

（２）新たな時代への適応力強化

① リスキリングの推進に資する環境整備と新たな税制の創設

- ・ 日本経済の生産性は長期低迷の状況にある。様々な原因があろうが、設備投資等の有形資産の増加による経済成長のモデルが限界を迎えていることは明らかであり、新たな付加価値やイノベーションの創出のためには、リスキリングをはじめとする人的資本投資が不可欠である。これに対する現状の税制措置は、教育訓練費が増加した際の賃上げ税制における税額控除の上乗せ措置があるだけで、十分とは言えない。そのため、法人と個人の両方に対してリスキリングの推進に資する税制上の措置を講じるべきである。
- ・ 上記の通りリスキリングの重要性は非常に高くなっているため、税制についても研究開発や賃上げに付随するものではなく、リスキリングに特化した税制が必要である。法人に対しては教育訓練費を対象とする新たな税制を創設すべきである。
- ・ 具体的には、賃上げ税制の教育訓練費による上乗せ要件をモデルとし、特に重要性の高いITスキル等に係る教育訓練費には手厚い優遇を認めることなどが考えられる。また、外部費用だけでなく社内訓練に係る費用や、教材の購入・開発費も対象とすべきである。一方で、税制利用に係る税務負担が重くなることのないよう、確認資料等の提出要件は極力簡素化すべきである。
- ・ 個人（給与所得者）に対しては、特定支出控除の制度により一定の資格取得費用を所得から控除することができるが、その資格は職務に直接必要であるものに限られている。リスキリングを広く推進するためには、職務に直接必要な資格以外にも適用範囲を拡大すべきである。
- ・ その他の個人の人的投資（職業訓練等）に対しては、職業訓練に投じた経費の個人所得からの控除を認めるような制度を検討すべきである。
- ・ 中長期的には、人的投資を費用ではなく資産と捉え、蓄積された人的資本を長期にわたって減価償却するような会計制度も検討すべきである。

② 人材の流動化促進に向けた所得税制等の見直し

- ・ 日本は長期雇用を前提にした賃金制度や税制が整備されており、近年の多様化する働き方を踏まえると、人材の流動化を阻害している側面がある。例えば個人所得税における退職所得控除では同一企業での勤続年数が20年超となることで大幅な控除の優遇を受けることができる制度となっており、個々人の意思決定に歪みを与えている可能性がある。
- ・ 働き方の自由度を高め、円滑な労働移動を促進するためにも、労働者の負担に配慮しながら所得税制における優遇のあり方を見直すべきである。

③ 生産性の向上・労働投入の促進に寄与する税制・規制改革

- ・ 人口減少が進む中で持続的な経済成長を実現するためには、生産性の向上とともに労働投入の促進が必要である。
- ・ また、各企業は時代の変化に対応したビジネスモデルへと変革していくことが求められている。M&Aや業種転換による企業の新陳代謝を進めていくとともに、新たなビジネスに適切な労働力を投入していくことが経済成長には不可欠である。
- ・ 企業の生産性向上、労働投入促進、M&A、業種転換支援に資する税制の整備を進めていくべきである。
- ・ また、年金額の収入制限や配偶者への税制・社会保険制度についても、シニア世代やパートタイム労働者の労働参加を阻害しないような制度改革を進めるべきである。

④ 再チャレンジやトライ＆エラーが容易な社会実現に向けた税制環境の整備

- ・ 休廃業や倒産した企業の多くが経済的負担等から、再起業や再チャレンジを希望しない実態がある。こうした再起に掛かる負担を軽減し、リスクを低減することで、起業や再チャレンジをしやすい環境を整えることが重要である。
- ・ こうした問題に対して、企業が出した赤字を翌期以降に繰り越しできる欠損金の繰越控除は有効な支援と考える。
- ・ この制度は、コロナショックによって赤字を余儀なくされた企業が立ち直りを図っていく回復期や、スタートアップ企業が創業期から成長期に移行していく時期に非常に有効である。
- ・ 長期化するコロナ禍において既存企業の事業再構築を支え、そして新たなスタートアップ企業の成長を中長期的に支援するためにも、繰越欠損金の控除期間を大幅に延長すべきである。
- ・ コロナ禍やコスト高の影響を受けている業種・企業に対しては、不安定な事業環境が長期化していることを踏まえ、大企業に対する「繰越欠損金の控除上限の特例」の適用期限を延長するとともに、繰越控除期間を 10 年程度まで延長すべきである。
- ・ スタートアップ企業に対しては、創業後上場するまで、未上場の場合は創業後 20 年間にわたって繰越欠損金の控除期間を認めるべきである。

2. 脱炭素社会の推進に寄与する税制の整備

(1) 脱炭素社会に向けた環境整備

① エネルギー関連諸税の整理と見直し

- ・ 菅前首相は 2020 年 10 月の所信表明演説において、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、グリーン社会の実現のために幅広い施策を横断的に実施するとした。
- ・ さらに、政府は「2030 年時点の温室効果ガスを 2013 年度比で従来の 26%削減目標から 46%削減することを目指す」とするなど削減目標を見直し、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速させている。
- ・ しかしながら、現状の国内環境では目標達成に向けた道のりは非常に険しく、産業界を始め、国家全体の電源構成の組み替えや脱炭素化に寄与する技術革新、技術開発などの強化が迫られることとなり、補助金等による支援措置と併せて税制面での幅広い支援が求められる。
- ・ また、わが国のカーボンニュートラル実現に向けては、カーボンプライシングなどの新たな制度の導入が検討されている。政府は今後 10 年間で 150 兆円超の官民投資を喚起する「GX 経済移行債（仮称）」を 20 兆円規模で発行する計画を有している。GX 債は「骨太の方針」で償還財源の確保が明記されており、カーボンプライシングはその有力な財源の一つとなりうる。さらに、わが国では地球温暖化対策税や自動車関係諸税など、炭素税ともいえるエネルギー関連税制が既に複数存在している。
- ・ 今後、仮に脱炭素化の加速に向けた新たな租税方法等を検討する場合には、税の負担割合や他の税制とのバランスの調整は必須であり、現行税制の整理・統合とともに、わが国経済並びに企業の活動を阻害することなく、脱炭素化が次の新しいビジネスに繋がるような制度設計がなされるべきである。

② 自動車関係諸税の整理

- ・ 揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税などの自動車関係諸税については、2050 年脱炭素社会などを見据え、これまでの租税体系から新たな受益と負担に基づく再構築や、環境負荷の小さい自動車の保有時の税負担の軽減・簡素化など、より相応しい体系への見直しが必要である。
- ・ また、自動走行や環境対応などの分野で、わが国が世界をリードすることが期待されるものについては、その普及促進のための税制の整備が必要である。

- ・ そこで自動車関係諸税について、以下のような観点を踏まえ見直すべきである。

○ 体系的な整理・簡素化

- ・ 自動車関係諸税は、同一の課税対象に複数の税が名目を変えて折り重なる複雑な税制となっており、自動車の利用者に過大な税負担を強いているため、体系的な見直しを行い、整理・簡素化を図って納税者負担を軽減すべきである。

○ 課税の多重性の解消

一 車体課税

- ・ 自動車取得税については、2019 年 10 月 1 日の消費税税率の引き上げに伴い、自動車取得税の廃止および「環境性能割」（自動車税・軽自動車税）の導入がなされた。
- ・ 車体課税については、自動車取得税に代わり導入された燃費性能に応じて課税される環境性能割が消費税と、また、自動車重量税が自動車税との二重課税となっており、自動車の利用者の負担が過大となっている。
- ・ 加えて、環境性能割については車種によっては負担増となることから、ユーザーの過度な負担増につながらないように配慮すべきである。
- ・ 2020 年度与党税制改正大綱では「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸念事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。」とされた。
- ・ しかしながら、自動車の近年の技術革新による環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえ、課税の多重性を解消するべく車体課税全体の見直しを行うべきである。

一 燃料課税

- ・ 燃料課税については、ガソリンの小売価格を構成する揮発油税、地方揮発油税にも消費税が課される、いわゆる「Tax on Tax」（二重課税）となっている。ガソリン等の燃料価格が急激かつ大幅に上昇し、事業者及び消費者の負担が増大している今こそ、揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

○ 暫定税率から本則税率への変更

- ・ 揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税等の自動車関係諸税は、本則税率を超える高い税率が「当分の間として措置される税率」として課せられている。

- ・ これらの税については整理・簡素化が本来の姿であるが、それが早期に実現しない場合は、少なくとも本来の税率である本則税率に戻すべきである。

○ 環境性や安全性の向上の促進

- ・ 環境負荷の小さい自動車¹に対する「エコカー減税²」（環境性能割および自動車重量税の減免措置）や、「グリーン化特例³」（自動車税および軽自動車税の軽減、古い車は重課）は、2021 年度税制改正で一部の適用要件を見直した上で、期限が延長されたが、これを継続することが重要である。
- ・ また、2021 年度税制改正では、先進安全自動車（ASV）⁴に対する税制特例（自動車税（環境性能割）および自動車重量税）についても、延長・拡充された⁵。
- ・ 同特例はトラック、バスが対象となっているが、近年は乗用車にも様々な安全装置が装備されており、自動車の安全性を更に高める観点から、乗用車等も含め、高度な安全技術や装置が施された自動車に対する減税を検討すべきである。
- ・ あわせて、安全運転支援のためのインフラ整備（車車間通信、路車間通信等）に対しても税制面での配慮をお願いしたい。
- ・ これらの措置は、技術革新が進む自動走行分野においてわが国が世界をリードすることに繋がり、わが国の自動車産業の更なる発展にも寄与することとなる。

（２）脱炭素化の促進に寄与する税制

① 脱炭素化に寄与する自動車の普及を促進する税制

- ・ 今後、わが国が脱炭素社会の実現を進めるためには、環境負荷の小さい自動車の普及は欠かすことができない。一方で、当該自動車は燃料電池自動車（FCV）の例に代表されるように、所持費用が製造コストや利用規模の関係上、一般的なガソリン車と比べて割高にならざるをえないことが、普及に際しての大きな障害の一つとなっている。
- ・ そのため、現在実施されている「エコカー減税」等の購入時の減税に加え、保有時にも継続的なメリットが受けられるよう、毎年課税される自動車税についても環境性能に応じた税制優遇を検討し、環境負荷の小さい自動車の普及を後押しす

¹ 一定の排ガス性能・燃費性能を有する自動車（ハイブリッド車を含むガソリン車・LPG 車）および、特に環境性能の優れた自動車（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車）

² エコカー減税の期限：（自動車重量税）2023 年 4 月 30 日

³ グリーン化特例の期限（自動車税・軽自動車税）： 2023 年 3 月 31 日

⁴ ASV：Advanced Safety Vehicle。先進技術を利用して安全運転を支援するシステムを搭載した自動車。税制特例の対象となる装置は、衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置（2018 年度税制改正で対象車両拡充）。

⁵ 税制特例の期限について、自動車重量税は 2021 年 10 月 31 日に適用期限が終了している。

る必要がある。

② 低公害自動車の燃料補填設備に係る課税標準特例の期限延長と拡充

- ・ 低公害自動車は、従来車に比べて高額であることに加え、燃料補填供給設備の整備が十分でないことも利便性の面から普及拡大の障害となっている。
- ・ 燃料等供給設備は、設置維持に多額の費用がかかることが整備の進まない理由として挙げられており、整備促進のためには設置者の負担を軽減させる措置が必要になる。
- ・ また、本特例措置は水素充填設備のみを対象としているが、最近では乗用車・バス・トラック等も電気自動車（E V）が普及し始めていることから、会員企業からはE V向けの充電設備も税制の対象に加えてほしいという意見が多く聞かれた。
- ・ したがって、本特例措置の適用期限を延長するとともに、E V向けの急速充電設備についても税制優遇の対象に含めることにより、低公害自動車向け燃料設備の整備を促進すべきである。

③ 脱炭素に関する研究開発税制の拡充

- ・ 2050 年の脱炭素社会の実現に向けて、個々の CO2 削減努力とともに生産活動などにおける CO2 排出量削減の抜本的な技術革新が求められている。
- ・ 技術革新の実現に向けては、各企業の脱炭素に向けた積極的な技術開発と資金面の継続的な支援が必要である。
- ・ 政府は脱炭素に関わる技術開発から社会実装までの支援に向けて、10 年間で 2 兆円の基金を創設したが、世界を見渡せば、2021 年時点で E U が 10 年間で官民合わせて約 130 兆円の投資計画、米国はインフラなどに 4 年間で約 220 兆円を投資する政策を打ち出したことなどに比較すると、資金面で十分な手当てができていたとは言い難い。
- ・ また、税制上の支援に関して、本会の会員企業からは優遇措置の拡大を求める声がある。

【会員企業の声】

- ・ 国策であるカーボンニュートラルにいち早く取り組む企業への税制上のインセンティブを拡大すべきである。
 - ・ CO2 削減効果の程度に応じた優遇税制を検討すべき。
 - ・ 脱炭素に関する研究開発について、日本の支援体制は海外と比べて大きく劣っている。
- ・ これらのことを踏まえ、CO2 の削減効果の拡大が見込まれる研究内容については、

削減効果の程度に応じて、研究開発税制における控除額上限の引き上げなど、税制優遇の拡充を検討すべきである。

④ カーボンニュートラル投資促進税制の見直し

- ・ 本税制は 2021 年度税制改正において創設された税制であり、企業が脱炭素に向けた投資を進めるための大きなインセンティブとなる、非常に社会的意義の高い税制である。
- ・ 本税制の申請期限は 2024 年 3 月末までの 3 年間となっているが、本税制の適用回数は企業 1 社につき 1 度きりとなっている。脱炭素に関する投資は、事業環境の変化が激しくなっていることもあり、複数回にわたって行われることが多いため、投資上限額の範囲内であれば期間内の複数回の投資であっても全て税制の対象となるよう見直すべきである。
- ・ また、脱炭素に関する投資は大規模かつ長期の投資となるため、投資時点での税制優遇だけでなく、投資資産の固定資産税の減免等、長期的な税制優遇も検討すべきである。

3. デジタル田園都市国家の実現に寄与する税制の整備

(1) 企業のデジタル化の加速と人材育成の強化

① 企業のデジタル化投資促進に資する税制の整備

- ・ コロナショックは我々の働き方に大きな影響を与え、「在宅勤務」や「テレワーク」などは、半ば強制的な実施を迫られた。業種によって適性の違いはあるものの、多くの企業は機器等への投資や社内規定の見直しを順次進めながら、日々の業務に必要な新たな働き方を取り入れる努力を行っている。
- ・ 一方で、新たな働き方の導入にあたっては情報通信機器の購入やネットワーク環境・オフィス整備など、環境構築に向けた投資や費用の増加は避けられない。
- ・ また、我々が実施したアンケート結果では、企業規模に関わらず、働き方改革の推進に向けた設備投資等の負担軽減を望む声が多く聞かれた。
- ・ こうした動きを税制面からも後押しするため、政府は、企業のデジタル化に資する設備投資ならびに、サービス利用のための費用支出を対象として、DX投資に限らず広い間口で一定の減税措置を講じるべきである。
- ・ 具体的には、デジタル化設備が優遇措置の対象とされている「中小企業経営強化税制」の適用期限を延長・対象拡充するとともに、中小企業以外の企業に対しても同様の優遇措置を講じるべきである。

② デジタル人材の確保や育成に向けた税制優遇の拡充

- ・ 現代は、業務のデジタル化やイノベーションが目まぐるしいスピードで展開しており、企業内の業務変革や新規業務の開発が一段と求められている。しかし、その一方で、新たな発想で変革をリードする人材の不足が指摘されている。
- ・ 2022年度の税制改正において人材確保等促進税制から改正された賃上げ促進税制では、教育訓練に対する投資を促進する上乗せ要件が設けられているが、変革を牽引する高度デジタル人材については内部教育だけでは育成が難しく、外部からの獲得に関しては競争が激しいため、通常の採用コストと比較すると、高額の費用が必要となる。また、企業内における新たな能力開発においても、専門性が高いことから相応の時間と投資が必要となり、通常のエducation訓練と比べ、コスト高となる。
- ・ 本会が実施したアンケートにおいても、「デジタル田園都市国家」の実現に必要とされる税制として「デジタル人材の育成・確保に向けた税制」を求める声が多く聞かれた。
- ・ 他国と比較してデジタル化が遅れているわが国において、デジタル人材の確保と育成は喫緊の課題となっており、企業内での人的投資を底上げするためにも税制

上の措置を早急に整備すべきである。

- ・ 具体的には、教育訓練費を対象とする新たな税制を創設し、特にデジタル人材の育成については手厚い優遇措置を講じるべきである。(再掲)
- ・ また、業績が変動するなかでも人材投資を積極的に実施しようとする企業は多く存在している。こうした企業に対して資金面で継続的な支援を実施するためには、制度の適用要件は前年比が対象となる増額型ではなく、当年の費用全て対象となる総額型とすべきである。

③ D X 投資促進税制の期限延長と適用要件の見直し

- ・ 2021 年度の税制改正において D X 投資促進税制が創設され、デジタルと企業変革の要件を満たす事業適応計画の認定に基づき、必要となる設備投資やソフトウェアなどの資産取得時に税制優遇措置が受けられることとなった。
- ・ 本税制は 2022 年度末で期限を迎えるものの、D X の重要性・必要性は高まっており、企業の D X に向けた投資は今後も増加基調を維持していくと見込まれるため、適用期限を延長するとともに、以下の要件等を見直しを行うべきである。

○ D (デジタル) 要件の見直し

- ・ 本税制の適用要件として、クラウド技術の活用が含まれるが、デジタルトランスフォーメーション (D X) の推進にあたっては、必ずしもクラウド技術を利用するわけではなく、自社専用のシステム等を利用するケースも考えられる。このため、適用条件を柔軟に見直し、クラウド技術の利用有無については要件から除外すべきである。

○ X (トランスフォーメーション) 要件の見直し

- ・ 現在の規定では、D X 投資額に対する収益割合の向上、または商品単位当たりの製造原価や販売費の削減が適用要件として設定されている。しかし企業によっては公共性の高い「サービスの向上」や製品の「品質向上」といった、収益向上やコスト削減以外を目的とした D X 投資を行う事例も見られる。
- ・ また、商品等単位当たりの製造原価は原材料高等、D X 投資以外の外部要因の影響を大きく受けるため、申請に必要な計画の策定が困難になっている。
- ・ さらには、中堅・中小企業にとっては経営資源の問題で、これら指標の継続的な測定が難しいため、税制の申請や D X 投資そのものを諦めざるを得ないといった意見も聞かれた。
- ・ 以上のことを踏まえ、本要件は測定負担の少ないシンプルな指標とするとともに、企業ごとの事業計画に応じた柔軟な運用をすべきである。

○ 対象範囲の拡大

- ・ 現在の規定では、企業の間接部門（経理・総務部門等）は本税制の対象となっていない。しかしながら、全社規模のD X化のためには直接部門だけではなく、間接部門の変革が不可欠であり、間接部門の業務効率化がこれまで進んでこなかったことが、日本企業の生産性の長期低迷の一つの大きな要因でもある。したがって、企業の間接部門においてもD X投資に付随する一定の要件を満たす投資に対しては税制の対象とすべきである。
- ・ また、クラウド技術を活用したD X投資においては、導入段階の設備投資だけでなく、導入後に継続して発生する他社のサービス利用料の負担も大きくなるため、D X投資に係るサービス利用料等についても、税額控除の対象とすべきである。
- ・ 加えて、会員企業からは投資した設備に係るメンテナンス費用についても、税制の対象としてほしいという意見が聞かれた。

④ 申告・納税の更なる電子化の推進

- ・ 2021 年度税制改正で、税務関係書類における押印義務の見直しや電子帳簿等保存制度の改善等、納税環境のデジタル化に向けた見直しが行われた。一方で、改正に伴う企業への負担は大きく、短期間での電子化への対応が困難であったため、2022 年度税制改正では電子帳簿保存について2年間の宥恕措置が設けられた。
- ・ 電子申告や納税について利用拡大が図られることは、テレワークや在宅勤務などの働き方改革の推進、企業および行政双方の業務効率化に繋がるため、是非とも見直しを進めて頂きたい。
- ・ 現行の電子申告・納税システムについて、会員企業からは次のように改善を求める声も聞かれる。

【会員企業の声】

- ・ 2021 年度の電子帳簿保存法の改正（うち電子取引による国税関連書類の電子化）等、システム変更などの大きな業務負担になる改正が続いている。
- ・ 電子申告の手続きが非効率になっている。仕組みが完成されていないため、手間がかかりすぎる。現状では導入によるデメリットの方が確実に大きいと考える。

- ・ したがって、電子申告の利便性向上を進めるにあたっては、これらの意見に配慮した、より利用者目線での改善を強く望むとともに、電子申告・納税利用に対するインセンティブを高めるような施策などにも期待したい。

（２）地域の自立性の強化による東京一極集中の是正

① 地方法人二税の縮減と地方消費税の拡充

- ・ 法人住民税および法人事業税からなる地方法人二税は、税源の偏在性と不安定性という問題を抱えている。
- ・ 一方、地方消費税は偏在性が少なく安定しており、地域の自主財源として有望である。このため、地方法人二税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。
- ・ また、各地方税では、標準税率に加え、それぞれの産業振興施策や社会基盤整備等の様々な施策を更に推進するため、各自治体において超過課税が一定の範囲内で認められている。
- ・ 多くの自治体では、超過課税を採用しているが、超過課税が常態化しているケースも少なくないのが実情であり、事業者からの疑問の声が挙がっている。
- ・ 上記の事象は、元を辿れば、地域における財源の不足が大きく関係していることから、政府は、国と地域の財源と分配のあり方について、将来を見据えた持続的かつ合理的な制度へと改善していくべきである。
- ・ これらのことにより、地域の安定的な財源が確保され、将来を見据えた持続的な地域社会の活性化に取り組む環境が整備されと考えられる。

② 地域課題解決に向けた寄附税制の見直し

○ 企業版ふるさと納税制度の活用

- ・ 個人の寄附税制は、「ふるさと納税」や、認定 NPO 法人などへの寄附で税制優遇が受けられる「市民公益税制」が導入されるなど、拡充が行われた。
- ・ 法人の寄附税制については、2016 年度税制改正で地方創生応援税制（いわゆる「企業版ふるさと納税」）が創設され、2020 年度税制改正でも、期限延長および控除率の引き上げが行われた。（最大で寄附額の 90%が控除対象）
- ・ 本税制は、地方公共団体が策定して内閣府が認定した地域活性化に資する事業に対して、企業が寄附を行うと税額控除を受けられる制度⁶である。2020 年度の制度拡充により寄附件数と金額は大幅に増加したが、一方で会員企業からは依然として使い勝手の悪さを指摘する声も聞かれる。
- ・ その理由として、各地域の自治体が策定した地域活性化プロジェクトの内容と企業の地域活性化への考えとの間にギャップが生じていることがあげられる。

⁶ 従来の寄附税制が所得控除であったのに対し、本税制は税額控除が行われることが特徴であり、同額の寄附に対して、従来の概ね 2 倍の税が軽減される。
地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を地域再生計画として内閣府に申請し認定を受け、企業は内閣府が認定した事業に対して寄附を行い、税額控除を受ける。

- ・ このため、県や市町村は、企業が寄附を行いたくなるような事業計画の策定に努めるとともに、プロジェクト策定段階から地域企業の寄附に対する考えを幅広く収集し、事業提案を行うべきである。
- ・ また、国、県、市町村には認定事業のPRならびに本税制の企業への周知努力を期待する。

○ 自治体への寄附税制の改善

- ・ わが国では、少子高齢化における人口減少や、東京一極集中の影響により、地域の疲弊が進んでおり、そのことを背景に、各自治体の財務状況は年々厳しさを増している。
- ・ このような状況下において、地方自治体に対する寄附行為は、自治体の財務状況の強化改善を通じて地域の活性化に寄与することから、非常に意義のある行為である。
- ・ 本会の会員企業の中には、自治体に対しては、寄附する意思は十分にあるものの、寄附の資金使途が明確でないこと、あるいは自治体の予算の使い方に対して疑問があることなどから通常の寄附へのためらいが生じているとの声もある。
- ・ また、企業版ふるさと納税制度では、自治体が策定し内閣府が認定したプロジェクトに寄附する形態となっているため、企業にとっては入口がやや狭いという声もある。
- ・ したがって、地方自治体への寄附税制が持つ地域活性化の側面を評価し、企業における寄附行為を促進する「企業版ふるさと納税制度」を重要な先行モデルとし、より寄附者の意図が反映させられるような入口の広い制度を整備・創設することで、企業が寄附を行う上での選択肢の充実化を図るべきである。

○ 大学への寄附税制の改善

ー 法人による寄附

- ・ 現在、国立大学法人（国公立大学）への寄附金は全額損金算入対象となるのに対して、私立大学への寄附金は一定の限度額までしか損金算入対象とならない⁷。また、個人には認められている寄附金の税額控除制度の仕組みも、法人には認められていないため、企業から私立大学への寄附は制度上、抑制される形となっている。
- ・ 私立大学は、各地域に数多くあり、自治体や地元企業と連携して地域の社会・経済の発展に貢献するなど地域創生において極めて重要な役割を担っている。

⁷ 日本私立学校振興・共済事業団を經由した「受配者指定寄付金制度」を利用した場合は全額損金算入が可能。

また、人材を巡る国際競争が強まる中で、私立大学は人材育成の拠点として、かつ有為な人材を地域に惹きつける求心力として重要な役割を担っている。

- ・こうした私立大学が各地域で果たす大きな役割に鑑み、企業と私立大学との産学連携のインセンティブを高めるためにも、寄附金に関して損金算入限度額の引上げと税額控除を可能とする制度の創設を行うべきである。

一 個人による寄附

- ・私立大学に対する寄附の多くは個人によるものが全体の大部分を占める。個人による寄附金収入が私立大学の安定的な財源となり、地域における産学官連携などの連携活動、教育や研究機能の強化に繋がっている。今後、地域の積極的な担い手となる私立大学の強化を図るためには、更なる寄附の拡大が望まれる。
- ・現在、個人から私立大学への寄附は国税と地方税において税額控除を受けることが可能である（国税は所得控除も選択可）。一方、両税ともに寄附金額の全額控除は認められていない。
- ・また、地方税は、寄附対象となる大学の施設が寄附者の住んでいる都道府県や市区町村内に存在しない場合は、税額控除の対象外とされている。全国から広く学生を集う大学にとって、地方税の控除条件が国内で一律でない点は寄附を募る上で抑制的に働く。
- ・こうした点から、個人による寄附については国税における税額控除の限度額の拡充と地方税における全国一律の控除の検討を行うべきである。

一 個人版ふるさと納税制度の活用

- ・一部の大学では地方自治体と連携し、個人版ふるさと納税制度の仕組みを利用して支援を受けている例も見られる。この仕組みでは、地域ごとに制度は異なるが、地域への寄附金額のうちの7～8割を寄附者指定の地域内の大学への寄附金とすることが可能である。
- ・中部圏ではこの仕組みがほとんど活用されていないため、中部圏の自治体と大学は連携協定などを通じて相互関係を深め、地域および大学への寄附金の受け入れを促進するとともに、人材育成面等においても地域と大学との連携を強化すべきである。
- ・また、このような仕組みを全国的に展開し、ふるさと納税の制度を広く活用することで個人から大学への寄附を促進すべきである。

③ 地域未来投資促進税制の期限延長と拡充

- ・ 地域未来投資促進税制は、地域の特色を生かして高い付加価値を創出し、かつ地

域経済への波及効果の大きい事業に対して、重点的に支援を行うものであり、一定要件を満たす先進的な地域経済牽引事業において、特定事業用機械等を取得した場合、特別償却または税額控除を受けることのできる制度である。

- ・ 東京一極集中に歯止めがかからない現状において、地域企業の活力向上は一極集中是正を進める上で非常に重要なポイントとなる。
- ・ したがって、本税制が地域の特色を生かした事業を促進し、地域企業の規模の大小に関わらず活力の向上に寄与する役割に鑑み、適用期限を延長し、適用要件の見直しをすべきである。
- ・ 具体的には、適用資産対象額（下限 2,000 万円）の拡大や、ソフトウェア等への投資対象資産の拡大といった要件緩和を行うとともに、適用期間内において複数の投資案件の同時申請を認めるよう見直しをすべきである。

④ 法人事業税の外形標準課税の改善

- ・ 法人事業税については、外形標準課税のウェイトを高める方向で制度改正が進んでいる。外形標準課税の付加価値割は賃金への課税の性格を持っているため、雇用や賃上げに対して抑制的に働くなど地域経済に悪影響を与えている。
- ・ このことを踏まえ、地方税の財源確保を図った上で、外形標準課税は基本的には廃止の方向で見直すべきである。
- ・ 法人事業税は、企業が事業活動を行う際に地方自治体から受ける行政サービスに対する支払という名目の下に創設された税目であるが、そもそも行政サービスに対する応益課税としては法人住民税が設けられており、固定資産税や都市計画税などを合わせると行政サービスへの応益課税はさらに多重となる。
- ・ さらに本会会員からは、過大な事務負担が生じているとの声もあることから、法人事業税を含めこれらの地方自治体の行政サービスに対する応益課税としての税は、整理・簡素化されるべきである。

⑤ 地域への人流拡大に資する税制の整備

- ・ 地域の経済や活力を向上させるためには、首都圏に過度に集中している人流を各地域へ呼び戻し、分散化させることで生まれる「賑わいや多様性の創出」が重要である。
- ・ コロナショック以降、デジタル化が進むとともにテレワークやワーケーションなどの働き方の多様化が進んだことで、業務の内容によっては、必ずしも首都圏に居住する必要性はなくなっている。また、デジタル田園都市国家構想の推進により通信インフラ等が整備されれば、今後はさらなる地方への人流拡大が期待される。

- ・ そこで、首都圏で過密になっている就労人口をより効果的に地域へ分散させるためには、実効性ある仕組み作りが必要である。
- ・ 具体的には、本社業務の従事の有無に関わらず、一定期間内に首都圏から地方へ移転した勤務者の全従業員に占める人数割合に応じて税制優遇が受けられる措置を新たに検討すべきである。
- ・ さらに、人流拡大を一過性のものとせず、継続して促すためには、企業への税制優遇に加え、移動する個人への配慮も必要である。
- ・ 具体的には、移転後の一定期間に限り、個人所得税や住民税について税率の引下げを実施するなど、税制優遇によって個人が移転しやすい環境を整備すべきである。

（３）中部圏の活性化と産業の高度化

① 総合特区制度における税制支援の拡充

- ・ 中部圏においては、国際戦略特区の「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」をはじめ、地域活性化特区として静岡県の「ふじのくに先端医療総合特区」、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」、三重県の「みえライフイノベーション総合特区」、静岡県浜松市の「未来創造・「新・ものづくり」特区」、愛知県豊田市の「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」の計６つの特区が存在している。
- ・ 各特区において、規制緩和や税制支援などが行われているが、今後更なる活性化を後押しし、地域産業の中核として拡大させていくためには、税制面における特段の配慮が必要である。
- ・ とりわけ、コロナ禍で大きな影響を受けた航空宇宙産業においては、以下の従来からの要望に加え、企業が立ち直るまでは期間を区切らず、欠損金の繰戻還付を継続すべきである。

○ 国際戦略総合特区設備等投資促進税制の拡充⁸

- ー 本税制の対象が、航空宇宙分野では航空機に関する事業に限られており、また対象設備が 2,000 万円以上の機械・装置等に限られていることから、事業者の開発・生産活動をより効率的に支援できるよう、宇宙関連事業を支援対象と加えるとともに、対象設備の要件緩和を行うことにより、税制措置の対象を拡大すること

○ 本特区を対象とした研究開発税制の拡充

⁸ アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会（会長：大村愛知県知事）の要望事項（2019 年 7 月 24 日）から抜粋・引用した。

○ 固定資産税の減免

- － 償却資産に対する固定資産税の廃止
- － 廃止が実現しない場合には、投資回収期間が長い航空機産業の特性に合わせ、償却資産に対する固定資産税の一定期間の減免

○ 国際戦略総合特区における法人税の所得控除制度

- － 2016年3月末までの期限で、特区内の事業による所得金額に対する所得控除制度が設けられていたが、これを復活すること
- － 「専ら特区内で」となっていた限定要件を撤廃すること
- － 国際戦略総合特区設備等投資促進税制（設備等の取得に対する特別償却または税額控除）との併用を認めること

○ 航空機製造に係る輸入品関税の免税化

○ 飛行試験等における航空機燃料税の減免

○ 教育訓練に対する税制の支援

- － 中小企業等の教育訓練費用の税額控除を可能とすること

② 中部圏の産業を高度化させる税制

- ・ 中部圏の企業におけるデジタル化や脱炭素化の進展は、次世代を見据えた産業の高度化を図るうえで必要不可欠である。
- ・ 中部圏は産業高度化を通じてわが国経済の繁栄に貢献したいと願っている。
- ・ 中部圏の産業高度化を担う「次世代リーディング産業」は、次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの各産業である。
- ・ したがって、これらの産業がデジタル化や脱炭素社会の早期実現に向けて積極的に投資を進めるための研究施設・生産施設などへの不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充などを要望する。
- ・ また、産業の高度化のためには、産学等のセクターを越えた連携が重要となるため、産学官連携を促進する税制の充実を期待する。

③ スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市の構築を促進する税制

- ・ 中部圏において、デジタル技術革新への対応を進め、イノベーションエコシステムを構築していくことは、中部圏にとって非常に重要な課題である。
- ・ このような状況下で、内閣府が、わが国の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金等を活かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステム拠点を形成するための制度を創設し、2020年7月には「スタートアップ・エ

コシステム グローバル拠点都市」として、愛知県・名古屋市・浜松地域が選定された。

- ・ このことを1つの契機として、今後、中部圏にふさわしいイノベーションエコシステムを構築するために、税制面においても以下の施策の創設を期待したい。
 - ー グローバル拠点都市地域において設立されたスタートアップ企業に対しては、設立後10年間、法人税を減免する制度を創設すること
 - ー 首都圏と比べて圧倒的に集積が少ないベンチャーキャピタルやベンチャーファンドの中部圏等への誘致を促進するため、首都圏以外のグローバル拠点都市地域に実質的な本拠地を置くベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドへの投資（LP出資）に対し一定額の所得控除制度を創設すること
- ・ また、会員企業からは「中部圏はスタートアップ企業の設立や立地が少ない。中部が誇る技術的な強みを活かして、誘致を進めて欲しい。」との声がある。
- ・ これを実現するためには、中部圏の各企業が持つ技術力をベースに、スタートアップ企業との事業融合、新規事業の立ち上げなどを加速させる必要があり、魅力ある拠点都市として企業誘致を拡大するために、優遇税制等による更なる支援が求められる。

④ 産学官の連携を促進する税制

- ・ オープンイノベーション型研究開発税制は、スタートアップ企業の支援に資する税制の一つであるが、企業と大学が共同研究を行う場合、契約書で詳細な事項を記述する必要があるうえ、専門家の監査が必要となるなど適用のハードルは高い。また、実際に研究開発税制の適用を申告する段階においても複雑な要件が定められている。これらに関して、本会の会員企業や会員大学からは要件の緩和や申告実務の簡素化を求める声強い。

【会員企業の声】

- ・ 産学連携の研究開発については、現在、相手方（大学等）から大学でかかった費用の詳しい情報をもらわないと自分側の税額控除を受けることはできない。相手方に支払った金額をベースに控除を受けられるようにしてほしい。
- ・ 手続きが煩雑である。契約確認要件が多く、研究機関ごとに確認が必要になるなど情報収集にも苦慮している。
- ・ 大学や企業における連携時に税制の内容理解について温度差がある。また、企業が監査を依頼する税理士も慣れていない場合には unnecessaryな書類を要求してくる。このため、使用方法などを、より分かり易くした上で、周知等を徹底して頂きたい。

- ・ 2022 年 7 月には、これらの声を受けて、第三者や大学による確認方法についてガイドラインの一部明確化が行われた。
- ・ 上記の通り一定の改善は図られているものの、契約書記載事項の簡素化、監査要件の緩和等、引き続き一層の使い勝手向上を図るべきである。また、申告にあたって相手方（大学等）への支払い金額をベースに控除が受けられるよう制度を柔軟にすべきである。
- ・ 引き続きこれらの見直しを行うことで、特に税制の事務手続きに慣れていないスタートアップ企業の利用を促進するような制度設計へと改善すべきである。

4. 企業活動を活性化する環境整備

(1) 企業の国際競争力および活力の向上

① 法人実効税率

- ・ 法人実効税率の引き下げは、国内企業の国際競争力向上だけでなく、外国企業の国内誘致の観点からも重要であり、会員企業の最も関心の高い税制項目でもある。
- ・ わが国においては、2014年6月の『日本再興戦略』改訂2014』の中で示された「法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」とする方針に従って、2015年度から引き下げが実施され、現在は29.74%となっている。国際的な法人実効税率は、新型コロナウイルスに伴う各国の財政状態の悪化や最低税率の導入の議論などから引き上げ傾向にあるものの、わが国の法人実効税率は、世界各国の税率と比較すると依然として最も高い水準にある。
- ・ これらのことを勘案し、法人実効税率を世界の平均レベルに近い20%台半ばへと早急に引き下げるべきである。
- ・ 引き下げの財源確保のためには税制の抜本改革が必要となるが、法人税の軽減、消費税の拡充という組み合わせ（タックスミックス）を中心に据えるべきである。 また、あわせて税源の偏在性と不安定性等の問題がある地方財政の現状を踏まえ、地方法人二税（法人住民税、法人事業税）の縮減と地方消費税の拡充をセットにすべきである。

② 課税ベース

- ・ 課税ベースの拡大は、合理的な理由と根拠に基づいて行われるべきである。
- ・ 最近の課税ベースは、「欠損金の繰越控除制度」「減価償却制度」「貸倒引当金制度」などの見直しによる拡大に見られるように、その多くは、法人実効税率の引き下げによる税収の減少を補うために行われているきらいがある。法人税収の減少を補うための課税ベースの拡大は法人実効税率の引き下げが本来目的とする税負担の軽減に反するものである。
- ・ したがって、法人税収の減少を補うための方策は法人税制の枠内で行おうとするのではなく、租税体系全体の中で適切なタックスミックスの考え方によって行われるべきである。 タックスミックスは前項で示したように法人税の軽減と消費税の拡充のミックスである。

③ 退職金等積立金に対する特別法人税の廃止

- ・ 本税制は、企業年金の支給額が給付時までには確定しないことから、課税が繰り延べられる際の利益分に対して、遅延利息の意味合いで年金の積立金に課税するも

のである。

- ・ 企業年金は受給者の安定した老後の所得確保を図るものであるが、本課税により、積立状況の悪化をもたらす恐れがある。ひいては、受給者に対する受給額の減少や企業の掛け金負担の増加に繋がり、企業年金制度の根幹に負の影響を及ぼす可能性があるため、特別法人税は廃止すべきである。

④ 研究開発税制における企業の成長度合いに応じた税制優遇（再掲）

- ・ 企業の活力向上のためには、大企業・中小企業・スタートアップといった企業規模や成長段階に関わらず、あらゆる企業において継続的な研究開発投資を進めていくことが必要である。

一方で研究開発投資を進めていくうえでの効果的な税制措置は、企業規模や成長段階によって異なることが考えられるため、成長度合いに応じた税制優遇（控除額上限の引上げ、繰越控除の復活等）を検討すべきである。

⑤ 投資促進税制における適用制限等の見直し

- ・ DX投資促進税制とカーボンニュートラル（CN）投資促進税制の双方の適用を検討している企業からは以下のような意見が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ DX税制とCN税制の税額控除は、両税制合わせて法人税額の20%以内となっている。そのため双方の投資金額が大きい場合や、申請事業年度の利益が当初想定より減少した場合には税額控除のメリットを満額享受できない可能性があるため、一方の税制適用を諦めたり、投資を遅らせたりすることも考えなければならない。
- ・ DXとCNはそもそも異なる目的の投資であるにも関わらず、税額控除上限が両税制合算で判定されるのは合理性を欠いており、DXとCNの双方に取り組む企業の活動を抑制している。したがって、控除上限総額の引き上げや各税制別枠での判定とするなど、税制メリットを十分に享受できるよう見直し、むしろDXとCNの税制両方の適用を促すようなインセンティブを設けるべきである。

⑥ 継続的な賃上げのために必要な環境整備

- ・ 2022年度税制改正において、従来の人材確保等促進税制は賃上げ促進税制として大幅に拡充された。
- ・ 一方で会員企業からは、賃上げ促進税制の有効性について一定の理解を示しつつも、「一律の賃上げ要件ではなく、賃上げが難しくなる業績悪化時に強くインセ

ンティブが働くような制度設計としてほしい」といった意見や、「給与等支給額の算出方法を簡素化してほしい」といった意見が聞かれた。また、一部企業からは「賃上げに対して税制の効果は一過性のものであり、十分ではない」との意見も聞かれた。

- ・ したがって、今後も継続的な賃上げを進めていくためには、税務負担を抑えながら、業績変動を考慮した制度設計へと見直していくとともに、税制を含めた各種の経済対策を総合的に検討し、賃上げそのものをしやすいような環境整備を進めていくべきである。

⑦ 経済安全保障に資する税制優遇

- ・ 国際情勢が緊迫化する中で 2022 年 5 月に経済安全保障推進法が成立し、「供給網の構築」「基幹インフラの安全確保」「先端技術の官民研究」「特許の非公開」の 4 本柱が示された。
- ・ 国全体で経済安全保障の強化を推進するためには、民間企業の経済安全保障強化に資する取組みを、税制等で積極的に支援していく必要がある。
- ・ 具体的には、海外からのサイバー攻撃によるサプライチェーンの寸断を防ぐため、企業のサイバーセキュリティ強化に必要とされる、企業内システムの脆弱性診断や監視システムの導入に係るコストに対する税制優遇措置を検討すべきである。
- ・ また、半導体等の重要物資の生産拠点や先端技術の開発拠点の海外流出を防ぎ、国内誘致を促進するため、国内における経済安全保障上重要な生産・開発拠点への投資や出資を対象とする優遇税制を検討すべきである。

⑧ デジタル資産に関する時代に即した税制の整備

- ・ 近年ではブロックチェーン（分散型台帳）技術が発展し、暗号資産やNFT（非代替性トークン）等のデジタル資産を利用した新たなビジネスが生まれている。
- ・ 日本では暗号資産やNFTといったデジタル資産に関する税制の整備が諸外国に比べ遅れている。特に企業が保有する暗号資産に係る法人税負担が売却時だけでなく保有時にかかるなど日本では大きくなるため、日本人起業家が税負担の小さい海外へ流出するといった問題も生じている。
- ・ デジタルビジネスの国際競争力の低下を防ぐためにも、デジタル資産の課税方法等、時代に即した税制の整備を柔軟に進めるべきである。

（２）公正な国際課税制度の整備

① 国際課税ルールの見直し

- ・ 長期課題とされてきた国際課税における「デジタル課税」（pillar 1）、「最低法

人税率」(pillar 2)は2021年10月に歴史的な合意が行われた。一方で、企業からは次のような声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ デジタル課税 (pillar 1) について、本来は市場国に拠点を持たずビジネスを行うデジタルプラットフォーマーを対象とするものであるが、売上高と利益率の条件を満たせば、他の業種の事業者であっても課税の対象となる。市場国に拠点を構える製造業の事業者などは、課税の対象から除外してもらいたい。
 - ・ 最低法人税率 15% (pillar 2) について、本来は欧米企業等の租税回避を防止するためのルールである。日本企業で租税回避を行っている企業はほとんどないにもかかわらず、所在国全ての実効税率を計算し検証するというのは非常に作業負担が大きい。租税回避リスクの低い国については簡易的な計算方法を認めるなど、柔軟な制度設計をお願いしたい。
 - ・ 国際課税ルールをはじめ、OECDの主張は理論的な部分が強く、そのまま日本企業にも適用するのは実態に合っていないと感じる。
- ・ こうした点から、国際課税のルール統一は歓迎されるものの、実際の運用時における事務手続きの煩雑さが懸念されるため、制度として分かり易く使い勝手の良い仕組みとなることを期待する。
 - ・ 加えて、租税回避に利用される可能性が低い国は、一律課税対象から除外するホワイトリストの導入や、租税回避に利用される可能性が高い国についてのみ課税対象の判定を行うなど、本制度の本旨に立ち返り、わが国で納めるべき税を意図的に回避する行為のみを課税の対象とするよう、見直しの継続を要望する。

② 外国子会社合算税制 (CFC 税制)

- ・ 本税制は、内国法人等が実質的活動を伴わない外国子会社等を利用する等により、国内における税負担を軽減・回避する行為に対処するため、外国子会社等がペーパーカンパニー等である場合又は経済活動基準を満たさない場合には、その外国子会社等の所得に相当する金額について、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税する、租税回避を目的とした税制である。
- ・ 会員企業からは、本制度上の従来の問題点・懸念事項に加え、新たに国際課税ルールで合意された最低法人税率 (pillar 2) に関わる問題についても多くの声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 特定外国子会社等に該当するかどうかの判定基準である租税負担割合（20%未満）の引き下げをお願いしたい。
- ・ 国際課税ルールでは新たに最低法人税率 15%（pillar 2）が定められたため、同じ租税回避防止を目的とした制度であるにもかかわらず、2つの基準で検証等の事務負担が増加することのないよう、基準を統一してほしい。
- ・ 最低法人税率 15%（pillar 2）を全面的に導入するのであれば、既存の CFC 税制は廃止すべきである。もし並存すれば膨大な作業が発生し、納税事務負担よりも大きな作業コストがかかる。
- ・ 事業の再編で、一時ペーパーカンパニーが発生することがある。その場合でも対応が必要となるため、従来から経済活動基準を満たしていた企業を対象から外すなどの柔軟な判断をお願いしたい。

- ・ 国際課税ルールの統一を踏まえ、企業へ過度な負担を強いることがないよう制度を迅速に整備すべきである。

③ 外国税額控除制度

- ・ 本税制は、国際的な二重課税の排除方式として国際的に確立した制度であり、外国で納付した外国税額を、国内において納付すべき法人税額の範囲内で、控除することを認めるものである。日本においては、内国法人の外国支店等が納付した外国税額を控除する外国税額控除が認められている。また、開発途上国との間の租税条約において、みなし外国税額控除が認められる場合がある。
- ・ 外国税額控除についても、会員企業から以下のような意見が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 税額控除の限度額（枠）ではなく、外国所得税額そのものについて控除できるとよい。現在は所得税額から特別控除額（研究開発税制、賃上げ税制等）を差し引いた後の金額に対して一定の割合を乗じて限度額を算出しているため、限度額がより小さく算出されてしまう。特別控除額差し引き前の所得税額を基に算出できるようにしてほしい。
- ・ 限度額の繰越控除は3年間しか認められていないため、期限を延長するか、期限を迎えた繰り越し分は損金算入できるような改善をお願いしたい。
- ・ また、任意で損金算入を選択した場合に過去3年分の控除の繰越分がリセットされてしまう点についても見直してほしい。
- ・ 毎年大量の納税証明書を収集し精査するのは大きな事務負担になっているため、国際的なフォーマットの統一や電子化を進めてほしい。
- ・ インドとの租税条約の問題で、インドで役務提供による所得申告を行うと源

泉徴収される。また申告期限のずれの関係で場合によっては二重課税が発生する可能性がある。そのため所得申告をしないという選択肢もあるが、その場合、外国税額控除が利用できないという問題が生じる。

- ・ これらの意見を踏まえ、外国税額控除制度については、税額控除について算出方法の改善、納税証明書のフォーマットの統一および電子化推進、外国税額控除限度を超過した部分の繰越期間が3年と短いため、延長するなどの改善を図るべきである。

④ 移転価格税制

- ・ 本税制は、海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度である。
- ・ 本税制については会員企業から以下のような意見が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ BEPS の文書化基準の見直しをお願いしたい。大量のローカルファイル作成は大きな事務負担となっているため、取引額 50 億円以上という記載基準の見直しや、提出期限を確定申告期限（2 ヶ月以内）から、マスタファイルと同様 1 年以内に緩和してほしい。
- ・ 相手国における適正な価格で取引をしても、取引実態を考慮せず通常取引価格と乖離があるとみなされ課税されることがある。取引実態を踏まえた適正な課税をお願いしたい。

- ・ これらの意見を踏まえ、移転価格税制については、文書化基準の記載基準・提出期限の緩和、及び取引実態を踏まえた適切な税制執行を行うべきである。

⑤ 国際課税をめぐるトラブル解決

- ・ わが国企業の海外進出が進む中で、海外で獲得した利益の還流を円滑に進めるためには、新興国等の進出先で適正な課税が行われることが重要である。
- ・ しかしながら、進出先（主に新興国）の税務当局との課税トラブルが増加しており、本会会員企業への聞き取り調査でも、以下の様に国同士での解決を強く望む声や BEPS 対応が加わって国際課税業務がさらに多忙になることを懸念する等の声が聞かれた。企業が対応に苦慮した結果、やむなく課税に従う場合もある。

【会員企業の声】

- ・ 日本とインドの租税条約問題。インドのみが技術役務提供料について源泉徴収される。他の国と同様に免除をお願いしたい。
- ・ 海外での協議に時間がかかり過ぎている。租税条約上に期限の設定がないのが理由であり、期限の設定が望まれる。また、時間の経過とともにかなり高いペナルティの利息が加算されてくるので、当方に有利に決着しても、結果としてあまりメリットがないケースもある。
- ・ 課税に対して異議を申し立てる仕組みはあるが、相手国が何らかの理由で話し合いに応じないケースも多々あり、非常に不合理であるため、租税条約で逃げ道を無くすような項目を増やしてほしい。
- ・ 租税条約ネットワークの更なる構築や、当局間での連携や事前協議の強化に努めて頂きたい。
- ・ 理不尽な課税については、未然に防ぐことが大前提であるため国と国でしっかりと交渉するなど、国として立ち向かってもらいたい。

- ・ このため本会会員の意見にもあるように、日本企業が一方的に不利益を被ることのないよう、国同士の調整や、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに行うべきである。
- ・ また、わが国課税庁による税務調査は、二重課税の回避を最大の目的として実施するとともに、追徴などの処分を行う前に、わが国企業との認識の相違点などについて相互理解を十分に図った上で、紛争関係国との合意形成を最大限図るべきである。

⑥ 海外所得の国内還流を促進する税制

- ・ 企業が海外で得た収益は、現地での再投資とともに、親会社などに対する配当として日本に還流して国内の研究開発や設備投資、従業員の賃金などに使われる。
- ・ したがって、海外の活力を取り込み、わが国の経済が持続的に成長していくためには、資金の還流を増やしていくことが重要である。
- ・ このため、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の95%から 100%に引き上げ、さらに還流増加分などに対する税額控除等を行うべきである。
- ・ これらのことにより、国内に還流した資金による国内経済の活性化や産業構造の転換が図られるものと考えられる。

⑦ デジタル資産の課税方法に関する統一的な国際基準の制定

- ・ 暗号資産やNFTといったデジタル資産に対する課税方法は統一的な国際基準が定まっておらず、国ごとに課税体系が異なり公平性を欠いているため、統一的な国際基準の制定に向けた議論を進めていくべきである。

(3) 中小企業の経営基盤強化

- ・ 中小企業は、わが国の生産基盤や技術基盤を担い、地域の雇用を支えている。換言すれば、中小企業こそが地域経済そのものであり、人口減少対策や地域創生のカギを握るといっても過言ではない。
- ・ しかしながら、多くの中小企業の決算は赤字であり、経営基盤の強化が課題となっている。大企業に比べると経営資源にも限りがあり、人手不足や働き方改革への対応、生産性向上に資する取り組みの遅れなどは深刻な問題である。さらに、経営者の高齢化が進む中で事業承継も大きな課題となっている。
- ・ このため、中小企業の経営基盤強化に当たっては、事業承継の円滑化とその他の経営・投資の後押し、納税環境の整備の3つについて税制面での特段の配慮をお願いしたい。

① 事業承継税制

- ・ 地域経済において、中小事業者の廃業の増加が深刻化している。わが国の地域の雇用や、ものづくりの基盤を支えているのは中小事業者であり、中小事業者の廃業の増加は、わが国の産業基盤に大きな影響を与えることとなる。
- ・ そこで、2018年度税制改正では、集中的な代替わりを促すため10年間の特例措置として事業承継税制が大幅に改正され、2019年度税制改正では、個人事業主を対象とした個人版事業承継税制が新たに創設された。
- ・ 日本経済の根幹に関わる中小企業や個人事業主の事業承継問題は、喫緊の課題である。税制のみで解決できる問題ではないが、本改正により税制適用に必要な特例承継計画の申請数は大幅に増加しており、一定の進捗が見られる。
- ・ 一方で、会員企業からは以下のような声も聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 中小企業版事業承継税制について、代表者の認知症による会社機能の停止に備え、民事信託の利用が増えている。しかし、民事信託を利用すると、現状の事業承継税制は利用適用外となってしまうため、中小企業の会社存続の観点から適用要件の見直しを図って頂きたい。
- ・ 個人版事業承継について、企業であれば株を担保とすれば他の追加担保は不

要となっている一方で、個人の場合、土地・建物が追加担保となるが、銀行の担保設定がある等、煩雑化するケースがあるため、使い勝手の整備をお願いしたい。

- ・ 現在の事業承継税制は、事業者側から見ても煩雑過ぎて使いにくく、税理士側から見ても手間がかかり過ぎて採算が合わず、取り組みにくい。
- ・ 株式評価額での相続制度は中小企業にとって不公平を感じる。
- ・ 事業承継税制の要件だけでなく、周知され、利用されるまでのサポート体制の充実が重要である。

- ・ また、2022 年度税制改正では特例承継計画の提出期限が1 年間延長されたが、制度の適用期限については延長しない旨が示された。
- ・ しかしながら、事業承継は中長期的なスパンで取り組むものであり、企業が各施策の利用を検討する際は、制度の継続が担保されることが重要な判断要素となる。
- ・ したがって、本制度の適用期限を 10 年間の時限措置とせず、恒久化するべきである。
- ・ また、使い勝手の向上のため、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の周知や利用のサポートなど周辺環境の整備も同時に進めるべきである。
- ・ さらに、事業承継同様、事業譲渡についても事業存続のための重要な手段であることから、事業承継同様の税制優遇措置の導入が望まれる。

② 中小企業の経営や投資を後押しする以下の特別措置の期限延長および時限的な内容拡充

- ・ わが国の中小企業は、全企業の 99%を占め、各地域に根差しながら特色ある事業活動を行い、わが国の経済基盤を形成している。
- ・ したがって、中小企業の経営や投資を後押しするような以下の税制措置については、まずは期限延長を行い、時限的にでも内容拡充を行うべきである。
 - － 中小企業経営強化税制
 - － 中小企業投資促進税制
 - － 中小企業技術基盤強化税制

③ 消費税のインボイス制度導入における公正な納税環境の整備推進

- ・ わが国においては、消費税について 2023 年 10 月よりインボイス制度の導入が予定されている。
- ・ 本制度により、事業者の取引の正確な把握を行うことが可能になり、正しい納税環境整備に寄与することが予想される。
- ・ しかしながら、軽減税率の導入に加えてインボイスの導入により、事業者側の対

応はさらに複雑となる。また、消費税の端数処理等の規定が細かすぎるなどからシステム改訂の費用が嵩むなど、事業者側の負担は非常に重い。制度導入にあたっては事業者側の負担の軽減のため、十分な配慮をすべきである。

- ・ 軽減税率導入時には、システム構築における費用等は、おおむね事業者に委ねる形となっており、特に小売事業者の負担は非常に大きいものがあった。
- ・ 今回のコロナショックに際して、欧州諸国において付加価値税の機動的な調整がスムーズに行われた背景には、インボイス発行や軽減税率に対応できる電子インフラ（特に電子レジスター）が十分に普及していることが指摘できる。
- ・ 我が国においても、インボイス制度導入にあたり、事業者において電子レジスターの導入が必須になることを鑑みると、まずは国が主導して電子レジスターの導入における支援を行うとともに、事業者に対して電子レジスター導入のメリット等をわかりやすく説明するなどの環境整備を行い、特に中小企業・小規模企業者が市場から排除されないよう十分に配慮をすべきである。

（４）税務負担の軽減

① 申告調整事務の軽減

- ・ 税の申告に当たっては、必要な実務の適正な実行が求められる。その中には、税法改正の細部に至るまでの把握、証拠書類の収集・保存、会計帳簿の点検、在庫評価等の的確な事実認識等が含まれる。
- ・ このうち、企業会計のための実務と共通しない税務固有の実務の増大を極力回避し、実務の煩雑さの軽減が図られるべきである。
- ・ わが国の税制は、確定決算主義を採用しているが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多く煩雑であるため、企業の事務負担が大きい。
- ・ 会計基準と税法基準の差異は近年拡大傾向にあり、今後国際会計基準（IFRS）に準拠する企業が増加すればこの傾向はますます強まることとなる。このことを踏まえ、差異を縮小する方向で税制のあり方が検討されることを期待する。

② 地方税と国税の徴収の一元化

- ・ 地域間の税源の偏在是正を目的に、2019 年度税制改正では法人事業税の一部（約 3 割）が分離され特別法人事業税（国税）とされるなど、これまで断続的に偏在是正措置が進められてきた。
- ・ しかしながら、企業側では地方税の申告・納付は引き続き必要であり、企業負担は変わらず税の仕組みだけが複雑化しているため、税務負担軽減のためにも、地方税と国税の徴収を一元化するなど、抜本的な徴収制度の見直しを検討すべきである。

③ 優遇税制等の制度設計の簡素化

- ・ 租税特別措置（優遇税制）は、適用要件の確認・検証や申請書類の整備など企業側の事務負担が大きいため、制度設計を簡素化すべきである。
- ・ また、日本の税制は海外の税制と比較しても非常に複雑であるため、企業の業務効率を阻害しないような制度設計にすべきである。

（５）税の新陳代謝と合理性の検討

① 事業所税の廃止

- ・ 事業所税は、都市部への人口集中と公害が社会問題化した高度経済成長期の 1975 年に創設され、過密や混雑等の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、社会資本整備が進み人口減少社会を迎えた今日においては、問題はむしろ各地域における都市中心部の空洞化である。
- ・ 事業所税は、短期的視点から見れば自治体にとって重要な税収基盤である。しかしながら、長期的には都市部への事業所の進出や企業の新規開業を阻害することにより、雇用や生産活動へのマイナス効果を通じて都市の成長を抑制することになる。その結果、住民税や固定資産税等の減収に繋がる可能性が危惧される。
- ・ 加えて、事業所税の従業者割は、給与総額を基に算出することから、企業の賃上げに対して抑制的に働きかねない。
- ・ また、事業所税は人口 30 万人以上の都市の過密解消を目的とするものであったが、市町村合併の結果、形式的に人口が 30 万人を超えて事業所税の適用対象となった都市においては、そもそも過密問題は存在しない。中部圏では、三重県四日市市は合併により人口が 30 万人を超えたため、事業所税の対象地域となった⁹。また、愛知県東部の山間部にある 6 町村は、愛知県豊田市と合併したため事業所税の対象地域となった¹⁰。
- ・ このように事業所税は現代の社会情勢にそぐわないものとなっており、非常に多くの問題を抱えているため、他の税源を確保したうえで廃止すべきである。

⁹ 三重県四日市市は、2005 年 2 月 7 日、楠町との合併により人口が 30 万人を超えた。合併から 5 年間は「旧合併特例法」の規定により事業所税の課税団体としての指定が猶予されていたが、2010 年 2 月 15 日に指定され、同年 8 月から課税が行われることとなった。

¹⁰ 2005 年 4 月 1 日、愛知県東部の藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町は豊田市と合併した。

② 印紙税の廃止

- ・ 電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っている¹¹。
- ・ 本会会員へのアンケートや聞き取り調査では、印紙税の合理性や、実務面での負担感に関して以下のような意見が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 商取引の電子化が進む昨今の流れからすれば、存在意義を失っている。
 - ・ 取引形態の変化に伴い書面文書のみが課税対象となるのは不合理である。
 - ・ 働き方の変革が必要な環境下で、物理的作業の軽減が強く求められている。
- ・ 以上のように、印紙税は合理性を失っていることに加え、商取引の振興や働き方改革、事務負担軽減の観点からも廃止すべきである。

③ 固定資産税の見直し

- ・ 土地及び建物に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性がある。
- ・ 一方で、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出しにくいため、地方税源としては適当ではない。加えて、諸外国に例をみない税制であるとともに、製造業など特定業界に負担が偏在する不公平な税制であり、わが国のものづくりに関わる産業の競争力を削いでいる。
- ・ このため、地方税の財源確保を図った上で、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。
- ・ また、廃止までの期間においても、取得価額の5%に据え置かれている評価額の最低限度を、早急に法人税と同様に備忘価額（1円）とするべきである。
- ・ 償却資産税の廃止によって、設備投資等の価値創造的な活動に対する障害を除去すべきである。

④ 法人事業税における課税標準の見直し（電気・ガス供給業の課税標準）

- ・ 電気供給業および大半のガス供給業の法人事業税における課税標準は「収入金額」が採用されており、その他の事業とは異なる取り扱いとなっている。2022 年度税制改正で、ガス供給業は中堅・中小ガス事業者については他の事業と同様の課税標準が採用されることとなったが、大企業は依然として収入金額をベースに課

¹¹ 印紙税の課税根拠に取引に伴う経済的利益の存在があるが、取引段階では利益は確定していない。契約がその後の所得や課税取引に反映されれば、所得税や消費税などで課税される可能性が高い。

税されている。また、2020 年度税制改正では、電気供給業の発電・小売事業のうち 2 割程度について、資本金の要件次第で外形標準課税または所得課税となることが組み入れられたが、大半が収入金額ベースの課税となっている。

- ・ 収入金額が課税標準として採用された当初の理由は、これらの事業が地域独占企業による料金認可制であることから税金の価格転嫁が容易であるため、また、料金認可制により所得金額が低く抑えられることから所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないためであったと理解される。
- ・ しかしながら、電気・ガスの小売全面自由化によって、当該業種の経営環境は大きく変化しており、上記理由による収入金への課税は合理性を失っている。
- ・ したがって、競争環境の公平性の観点からこれらの課税標準を見直し、その他の事業と同じ課税標準を採用すべきである。

5. 国家的災害リスク管理の向上

- ・ わが国においては、今後 30 年以内に南海トラフ巨大地震や首都直下地震等、巨大地震をはじめとする大地震が高い確率で発生することが予想されており、地球温暖化等の影響から風水害の頻発・激甚化も進むなど、大規模自然災害による被災リスクは確実に高まっている。
- ・ 大規模自然災害の発生は、産業界も含め、甚大な人身被害と経済被害（資産被害、長期的経済被害、税収減等の財政被害など）をもたらすと想定されている。なお、サプライチェーンの寸断が、物資・サービスの途絶等により国民生活・社会全体に深刻な影響を及ぼす¹²ことは、これまでの経験則が示すとおりである。
- ・ こうした中、わが国経済社会のレジリエンス向上に向けた防災・減災対策の推進は、産業界にとっても、まさに喫緊の課題に他ならない。
- ・ 2018 年 12 月に見直された「国土強靱化基本計画」では、官民の防災・減災対策を促進する様々な対応について方針が打ち出されたところである。また、国は 2021 年度から、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」により、15 兆円規模で防災・減災に係る公共投資を含む対応の加速化を推進中である。
- ・ 防災・減災対策において、官と民の対策は「車の両輪」であり、双方の対応がバランスよく進捗していくことで、防災・減災投資の分野をはじめ相互の対策の様々な「相乗効果」が期待できる。
- ・ 前述した国の諸施策がより大きな効果を発揮していくためにも、民間企業の自主的な防災・減災対策の取り組み等を促進していくことが肝要であり、その後押しをする税制や補助金等の支援策の存在が不可欠である。また、本支援策の実効性向上のためには、国による利用者への適切な制度周知も重要である。
- ・ なお、民間企業の防災・減災対策の促進は、国土強靱化や経済安全保障とともに、国内の投資や消費を通じて、今後の「経済再生」にも資するものである。

（1）防災・減災対策に資する税制などの支援策の創設・拡充等

① 中小企業防災・減災投資促進税制の期限延長・拡充等

- ・ 中小企業防災・減災投資促進税制は、自然災害リスクの高まる中、地震や水害等の災害による中小企業への影響を軽減するための事前対策強化を目的として、中小企業の機械設備や機器等を対象に、2019 年度税制改正で創設され、2021 年度税制改正において税制措置の 2 年間の期限延長と拡充がなされたものである。

¹² 「国土強靱化基本計画」（2018 年 12 月変更）において、「サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下」は、起きてはならない最悪の事態の 1 つと位置付けられ、更に、その影響の大きさ等から重点化プログラムの対象ともされている。

- ・ サプライチェーンを支える中小企業の防災・減災投資の促進に、本税制の果たす役割は大きく、実効性の更なる向上のためにも税制措置の期限延長と一層の拡充等を要望する。
- ・ なお、税制措置の拡充に際しては、2021 年度に実施したアンケートの調査結果¹³や会員企業からの声等を踏まえれば、情報通信設備の耐震化等、優先度の高いものを対象として追加し、選択肢の拡大による利用者の使い勝手向上を図ることが必要である。
- ・ 本税制は、中小企業の機械設備や機器等を対象としたものである。2021 年度に実施したアンケートの調査結果や会員企業の声等からは、本税制の対象外である建物の耐震化、耐震診断に対しても中小企業の支援ニーズが多いことから、補助金等の措置を新たに講じることによって本税制の補完を適切に行うべきである。

② 民間企業の自主的な防災・減災投資を一層促進する支援策の創設・拡充等

- ・ 防災・減災投資は、ハード対策でありその効果が長期間にわたり継続することから、事前の防災・減災対策として非常に有効性の高い方策と位置づけられる。
- ・ また、2021 年度に実施したアンケートの調査結果では、企業規模の大小を問わず、建物を含む様々な防災・減災投資に対して支援策（税制、補助金等。以下同じ。）を求める声が聞かれるところである。
- ・ しかしながら、中小企業防災・減災投資促進税制において対象が中小企業の機械設備や機器等に限定されるなど、既存支援策の範囲は未だ十分とは言えないことから、更なる支援策の創設や拡充により不足部分のカバーが必要である。
- ・ 具体的には、2021 年度に実施したアンケートの調査結果等を踏まえ選定した以下の重要分野において、優先度の高いものからの支援策の計画的かつ迅速な拡大（新制度の創設、既存制度の拡充等）を要望¹⁴する。なお、本支援策は、税制のみならず補助金も含め、早期実効性確保の観点から、柔軟かつ適切な措置が講じられるべきである。

¹³ 「事業施設への防災・減災投資等に関するアンケート」調査結果（2021 年 6 月、北海道、東北、北陸、中部、関西、中国、四国、九州の各経済連合会の共同実施）。以下、同じ。企業等を対象に、具体的な投資項目をあげ、項目ごとの防災・減災投資の現状、税制・補助金の利用希望対象などについて調査を実施。

¹⁴ 本支援策の検討をより円滑に促進していく観点から、支援策に関する国の政策・施策化（財源措置を含む）をお願いしたい。また、今後変更が予定されている「国土強靱化基本計画」や、各年度の「国土強靱化年次計画」の中において、サプライチェーン強靱化や人命安全確保の観点から、支援策を有効性の高い手段と位置づけ、方針や施策等への具体的記載をお願いしたい。

【重要分野】

- － 旧耐震基準・情報通信施設等の建物の耐震診断・耐震化（建物の耐震化の代替措置として、免振・制震化、建替・移転等が行われる場合を含む）
 - － 情報通信設備（データサーバー等を含む）の耐震化・水害対策（移転・分散化、クラウド化等を含む）
 - － 敷地・建物内の電気・ガス・水道等のインフラ設備の耐震化・水害対策
 - － 自家用発電設備等の非常用設備の設置
- ・ 南海トラフ巨大地震等の大規模地震については、発災時に中部地域はもとより日本経済全体に広範かつ甚大な影響が及ぶと想定されていることから、これらの災害を念頭に置いた支援策についても、上記優先度の高いものとして速やかに必要な措置が講じられることを要望する。

③ 防災・減災に資する既存税制の期限延長・拡充等

- ・ 上記の中小企業防災・減災投資促進税制の他にも今年度末をもって期限を迎える防災・減災に資する既存税制等の支援策が多数存在することから、これらの期限延長を行うとともに、適用範囲の拡充、要件緩和等を図るべきである。

【今年度末に期限を迎える防災・減災に資するおもな既存税制】

- － DX投資促進税制¹⁵
- － 耐震改修促進税制（建築物）
- － 防災街区整備事業の施行に伴う新築の防災施設建築物に係る税額の減額措置
- － 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置
- － 浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
- － 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置
- － 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置
- － 護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度
- － 耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置
- － 浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置
- － 地域福利増進事業に係る特例措置
- － 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置

¹⁵ DX投資促進税制は、情報通信設備の防災・減災対策として有効な手段とされているクラウド技術の活用を要件としており、防災・減災対策にも資する税制と位置づけられる。なお、本税制のX要件や税額控除の上限要件の緩和は、使い勝手の向上により、クラウドの活用促進に繋がることを期待できる。

- － 鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置
- － 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置

（２）災害復興に資する税制の強化

① 地震保険の保険料控除拡充

- ・ 地震保険の保険料控除制度は、度重なる大規模な地震災害を経て、国民の自助努力を高めて地震リスクに対応し、被災者の生活の復旧・復興に貢献する地震保険の利用及び加入促進を図るため、2007 年に創設された。東日本大震災や熊本地震を経験し、今後、首都直下地震、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている中、地震保険の果たす役割は非常に大きくなっており、加入率は増加傾向にある。
- ・ しかしながら、保険料率は引き上げ傾向にあることもあり、全国の世帯加入率では 30%程度と依然として低い水準にとどまっている。
- ・ 本税制は、災害被害に対する国民生活の復興、ひいてはわが国の経済全体の安定にも大きく寄与するものとなるため、今後も制度普及に向けた PR 活動と保険料控除幅の拡充を図り、加入者促進を図るべきである。

以 上

【付属資料】

税制改正の基本的見解と中長期要望項目

I. 税制改正の基本的見解

1. 税制改正の必要性 ― わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割

(1) ウィズコロナ社会に応じた経営環境の整備

新型コロナウイルス感染症は弱毒化傾向にあるものの、未だ完全な収束時期は見通せてはいない。そうしたなか、感染予防策の徹底のほか、ワクチン接種の奨励や経口薬の早期開発など、感染症との共存方法を探る状況が続いており、感染症と適切な距離を取って接する共存型の社会＝ウィズコロナ社会が到来したといえる。

ウィズコロナ社会では、対面や密集を意識的に回避する行動も加わり、コロナショック以前の社会と比べると、デジタルとリアルが一層融合し、今まで以上にデジタルを活用した社会へと変化することが予想される。

一方、ロシアのウクライナ侵攻長期化を契機として、世界経済の分断がより鮮明になり、地政学リスクの大きさがあらためて再認識されるようになった。特に、足元ではエネルギー・資源・原材料価格の高騰、金融・為替市場の不安定化等による企業業績に与える影響が懸念される状況にある。

こうした大きな変化のうねりに対して、まずは足元の経営環境の激変に苦慮している企業には引き続き税制面からの相応の支援が求められる。そのうえで、新たな時代への適応力を強化、後押しするための税制の整備が期待される。

(2) 日本経済の持続的成長・構造改革の実現

新型コロナウイルスの感染拡大は、わが国経済に甚大な影響をもたらすとともに、これまでわが国が解決を先延ばしにしてきた様々な課題を顕在化させた。

一方、世界経済に目を向けると、感染症との共生を前提としたウィズコロナ社会が広がり、少しずつニューノーマルへの適応が進んでいる。また、コロナ禍で加速したデジタル化やカーボンニュートラルへの取組み、サーキュラーエコノミーへの移行といった新たな施策の展開、地政学リスクを前提とした国際的なサプライチェーンの見直しや再構築も進みつつある。

政府はこうした事態に対して、「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」のなかで、「まずは、総合緊急対策を講ずることにより、国民生活や経済への更なる打撃をできる限り抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援する。その上で、総合的な方策を早急に具体化し、実行に移す」としている。

具体的には、「成長と分配の好循環」の早期実現に向けた取組み、観光需要の回復や対日直接投資の推進等を通じた海外需要の取り込み、エネルギー等の国際環

境の変化にも強靱な経済構造改革を進め、世界の構造変化をリードしていくとしており、税制面からの対応も求められるところである。

(3) 国際的な環境変化への対応

2021 年 10 月、法人税の最低税率の導入など、国際課税ルールに歴史的な合意がもたらされ、グローバル化の更なる拡大が期待された。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻によって世界情勢は一変し、新たなブロック経済圏の模索やサプライチェーンの大幅な見直しを迫られるなど、世界経済は大きな転換点の中にいる。

中国をはじめとする新興国の経済、技術、企業などのプレゼンスも急速に拡大しており、グローバル経済における競争環境はますます厳しさを増しつつある。相対的に出遅れ感のあるわが国企業が国際競争を勝ち抜くためには、自助努力のみならず競争環境のイコールフットィング（競争条件の対等化）が不可欠である。

また、わが国経済が活力を取り戻すためには、貿易、投資や観光など幅広い分野で世界各国との連携強化が必要である一方で、経済安全保障の観点から国内回帰も一つの選択肢としつつ、サプライチェーンの多元化・強靱化によるリスク分散を再考する必要がある。

(4) 脱炭素社会の実現に向けた対応

菅前首相は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、グリーン社会の実現のために幅広い施策を横断的に実施するとした。また、政府は「2030 年時点の温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減することを目指す」としている。目標の達成には産業界のみならず、わが国全体で脱炭素化の目的を共有し、CO2 削減の動きを加速させていく必要がある。そのうえで、新たな租税方法等の仕組みが検討される場合は、産業の国際競争力にも配慮したうえで、適切な制度設計が求められる。また、既存税制とのバランスに配慮し、税制の整理・統合を行う必要がある。

(5) デジタル化の加速と人材育成の強化

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、対面での活動を補完するためのデータサービスや感染拡大防止に向けた技術革新による社会実装が進展した。

また、以前から開発が進められてきた AI や 5G といったデジタル技術の進展により、我々を取り巻くビジネス環境は大きく変貌を遂げつつある。企業はこうした環境の変化に合わせて、デジタル技術を活用した製品やサービスモデルの変革を進め、DXを実現することで競争上の優位性を保つことが求められている。

加えて、政府は大都市圏以外でも広くデジタル環境整備を進めることで、東京一極集中を改め、都市圏と非都市圏間の格差を是正するための構想「デジタル田園都市国家構想」を打ち出し、成長戦略の柱と位置付けるなど、デジタル技術を活かした国内経済の変革が求められている。

我々はデジタル技術を上手に取り入れながら、既存の業務を進化（DX）させるとともに、その担い手である人材に関しても、年齢等に関係なくデジタル化に則した企業内教育やリカレント教育が等しく自由に受けられるように、税制による支援を検討すべきである。

（６）地域創生の実現

魅力と活力あふれる特色ある地域社会を実現し、国全体の活力の向上に繋げるためには、地域の自主財源を抜本的に強化しつつ、一方で地域における経済活動を阻害する税制を撤廃ないし縮小する必要がある。

また、感染症拡大で過密によるリスクが明らかとなった、過度な首都圏一極集中の是正や国土の均衡ある発展をはじめ、デジタル技術を用いた人口減少下での地域創生、企業の地方拠点の強化、地域都市の中心部の再生などの課題に対しても税制が果たす役割は大きい。

（７）大規模災害の教訓を踏まえた国家的災害リスク管理の向上

近い将来、南海トラフ巨大地震をはじめとする大地震発生が高確率で予測され、風水害の頻発・激甚化も進むなど、大規模災害リスクは高まりつつある。

大規模災害発生時に、サプライチェーン寸断等が、わが国の経済・産業基盤の毀損や国民生活に不可欠な物資・サービスの供給途絶をもたらすことは、これまでの経験則上明らかである。更に、このような事態の長期化は、単に経済被害に止まらず、被災地域において、人々の雇用や生活そのものの維持を困難とし、地域社会全体の崩壊に繋がりがねないリスクを内包している。かかる負の連鎖が生み出す被害拡大は、時として個々の民間企業のリスク管理の範疇を大きく超えることとなり、国家的な視点からも、災害リスクを適切にコントロールし、一国経済や国民生活等へのリスクを極小化することが求められている。

こうした対応の一環として、民間企業の自主的な防災・減災対策の取り組みについて、国は投資や費用に対する税制や補助金等の支援策の創設や拡充を迅速に行うことを通じ、その促進を図るべきである。本支援策は、サプライチェーンの強靱化等により、民間分野の国土強靱化の推進にも資するものである。

なお、本支援策は、国内における投資や消費の促進を通じた乗数効果等により、GDP 拡大や税収増にも繋がる。これらの経済効果も踏まえ、毎年度の支援策につい

て安定的な財源等を確保すると共に、優先度の高いものから計画的に対応を進めていくことなどが、実効性向上の観点から必要である。

(8) 財政健全化への取組み

わが国の財政状況は悪化の一途をたどっており、いわゆる「国の借金」(内国債、借入金、政府短期証券の合計)は、2022年3月末で1,241兆円となり、新型コロナウイルス対応に伴う財政出動などを受けて、2021年度末から約25兆円増加し、過去最大を更新した。

政府は2022年度の「骨太の方針」において、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む」としているものの、2025年度に基礎的財政収支(プライマリーバランス、PB)の黒字化を目指すとした記述は消え、「現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない」との表現に変わるなど、目標達成に向けた姿勢は従来と比べて後退していると言わざるを得ない。

今後、コロナ禍で急激に悪化した財政の再建については、増税が選択肢の一つとしてやむを得ないとの考え方もある。一方で、企業によってはコロナ禍での生き残りや立ち直りのために、様々な手段を講じて存続へ向けた懸命の努力が続けられている。

こうした背景から、政府はまずは財政健全化に向けた歳出の見直しを進めるとともに、経済活動の拡大が歳入の増加に繋がる点を強く意識し、税制の改革を行うべきである。そのうえで増税が必要となった場合には、税額の使途を明確にした一定の期間税として実施すべきである。

(9) 社会保障制度の持続可能性の向上とセーフティーネットの構築

人生100年時代を迎え、少子高齢化における生き方、働き方の多様化に対応できる持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題である。負担能力や世代間・世代内のバランスを考慮した給付と負担のあり方を踏まえたうえで、全世代型社会保障制度を構築することが肝要である。また、今回のコロナショックでは社会的弱者への影響と必要最低限の生活保障に向けたセーフティーネットの構築が課題となった。社会保障制度の持続可能性を向上させるとともに、所得の再分配やセーフティーネットの構築を図るために税制の果たす役割は極めて大きい。

(10) SDGsの推進

近年、企業価値向上と持続的な成長を図るため、SDGsに対する企業の取組みが広がりつつある。SDGsの取組み目標は、貧困から気候変動など多岐にわたるが、

その中でも CO2 排出量の削減など、環境やエネルギーに対する取組みは企業活動との結び付きが強く、及ぼす影響範囲も広い。

それゆえ、企業が環境やエネルギー問題に配慮し、経済・社会の持続的な発展に資する取組みを税制面から後押しする環境の整備が求められる。

2. 改革の進め方

(1) 税制・財政・社会保障制度の改革を「三位一体」で進める

わが国の消費や投資が拡大するためには、国民が将来の生活に対する安心感や期待を持ち、明るい展望を持ち続けることが可能な社会の実現が必要である。

そのためには、税制、財政および社会保障制度について、「三位一体」で改革を進めるべきである。さらに、租税も社会保障費も、国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要がある。

税制、財政で重要な役割を果たす消費税については、安定的な税収基盤を構築する観点からは今後も、さらなる消費税率引上げの時期および内容について、引き続き検討が進められることを期待する。

また、本格的な検討が求められる財政再建については、コロナ禍で傷ついた企業の立ち直りを妨げないためにも、法人税等の安易な増税は避け、税制全体のバランスを検討したうえで有効な改善策の実施を望みたい。

社会保障制度については、2013 年 8 月に社会保障制度改革国民会議の報告書が取りまとめられ、改革の方向性、少子化対策、医療・介護、年金分野の改革案等が示された。

政府においては、国民のあるべき受益水準とそれに相応しい負担のあり方について、合理的で持続可能性のあるビジョンを示したうえで、改革を推進する必要がある。

(2) 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える

税収の増加、財政再建のためには、わが国の持続的な経済成長が不可欠である。持続的な経済成長のためには、「企業収益の増加→投資、雇用の増加→生産性の上昇、イノベーションや新たなビジネスの創出→企業収益の増加」といった国内経済の好循環が生まれ、結果的に経済全体のパイが拡大することが重要である。

そのためには、内外の企業が活躍しやすい素地を整えるとともに、成長が期待される分野における投資を促す優遇税制の整備が望まれる。

また、法人税を OECD 主要国と比較すると、わが国は法人税収の GDP 比が高く、

税収全体に占める法人税の比率が高いという特徴がある。

さらに、税収面からみると法人税は景気変動の影響を受けやすい一方、消費税は景気の変動を受けにくく安定しているという特徴があることから、安定財源の確保の観点からは消費税の拡充が望ましい。

したがって、税制の抜本改革においては、法人税のウェイトを引き下げ、消費税のウェイトを引き上げることで税収構造を見直すことが重要である。

(3) タックスミックスの考え方で租税体系全体を再構築する

社会保障関係支出の抑制や国民の自己負担分の拡大の必要性については、PB 黒字化時期とセットで議論し、国民の十分な理解を得なければならない。

さらに、今後の税制改革については、国民全体の受益および負担がどのようにあるべきかという観点から議論する必要がある、従来のように個別論点における微小な改革を繰り返すのではなく、抜本的な改革を行うべき状況にある。個人税制全体で所得、消費、資産課税の再構築を図るというタックスミックスの考え方に基づいて改革を進めるべきである。

また、実効性ある税制の抜本改革のためには納税者の納得性を高める必要がある。2019 年 10 月に実施された消費税率引き上げにおいては複数税率が導入されたが、この複数税率については、財源の減少、事務処理の複雑化等、様々な問題を抱えており、見直しに着手すべきである。逆進性の緩和が不十分な点も大きな課題であり、今後の対策として給付付き税額控除等の導入検討が必要である。

今後の税制においては、消費税制と所得税制の各々の長所をミックスしたものを導入して、税収の確実な確保および納税者の理解が得られる内容としなければならない。

(4) 国税と地方税の役割を根本から見直す

本来あるべき中央政府の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などのマクロ的な機能であると考えられる。

これに対して、地方政府の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。したがって、地域は地方政府の行政サービスとの対応関係が妥当で、安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二税（法人住民税、法人事業税）を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。

また、自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の税収割合（中央：地方＝6：4）を歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地域への財源移譲

を図るべきである。

一方、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産税など、応益性を見出しにくい税目は廃止ないし整理削減すべきである。その際、事業所税など時代に合わなくなった税制を自主的に廃止できるよう、地方税の財源を強化するとともに、地方自治体の税制運用の主体性が尊重されるようにすべきである。

(5) 法人税改革は国際課税ルールと競争力向上を意識して実施する

世界各国は国際競争力向上の有力な手段として、税制の整備を戦略的に進めてきた。しかしながら、長引くコロナ禍で各国の財政状況は悪化しており、国際的な法人税率の引下げから一転、米国や英国では引上げが実施された。また、最低法人税率についても議論が進み、2021年10月には歴史的な国際合意がなされた。

一方で、わが国の法人実効税率は、2016年度29.97%、2018年度29.74%と段階的に引下げられてきたが、依然として30%に近い水準であり、未だ諸外国よりも高い水準にある。

国際競争力を維持できるレベルへの早急な引下げを実施するとともに、わが国企業の実質的な租税負担の軽減が図られるよう、課税ベースについても国際競争を意識した検討を期待する。

さらに、BEPS 対応等の国際課税についても課税ルールの国際的な統一を背景に、国際競争と税務負担の軽減を意識し、わが国企業の実情に合った税務行政の運用を期待する。

(6) 経済社会の変化に応じた税制の新陳代謝と税務負担の軽減を進める

経済社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。租税特別措置は、実現すべき政策目標を踏まえたうえで、経済社会の変化に応じた見直しを進める必要がある。また、本会会員へのアンケートやヒアリング結果によれば、税務負担の軽減を求める声は年々高まっている。したがって、電子申告の環境整備等により事務の効率化を図るとともに、分かり易く簡素な税制にすることによって納税者の実務面での利便性の向上を図るべきである。

加えて、時代の変化とともに存在意義を失い、合理性を無くした制度や弊害を生んでいる制度の見直し等を機動的かつ早急に実施すべきである。具体的には、事業所税や印紙税に代表される、時代にそぐわない税制の廃止である。

3. 中部圏の税制への期待

(1) イノベーションの促進

中部圏は「ものづくり」の中核として、わが国経済の発展に貢献してきたが、近年のデジタル技術革新の進展により産業間の融合は更に進み、産業構造はこれまでの産業分類では的確に捉えることのできない状況になりつつある。中部圏では、現在の弱みであるデジタル技術分野の集積を図り、デジタル技術革新への対応を進めることが急務である。また、新世代の成長産業を創出し、高い生産性と付加価値を生み出すイノベーションエコシステムを構築することが重要である。

こうした中部圏が目指すイノベーションの創出を加速させる出来事として、2020年7月に愛知・名古屋及び浜松地域が政府から「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」に認定された。これにより当地におけるイノベーション人材の輩出の高まりや、域外からの人材・資金・情報等の求心力の向上が期待される。今後、この流れを止めることなく、着実に前進させるためには、研究開発やイノベーション活動を強力に促す税制の取組みが不可欠である。

(2) 産学官の連携を促進する税制

社会や産業構造が大きく変化する中で、行政区や産学官の各セクターを超えた広域での産学官連携はより重要度を増している。

また、企業の活性化と産業生態系の再構築に向けて大学の役割は一層重要となっている。なぜなら、大学発のベンチャー企業は次世代の日本の主力産業となる可能性があることや、既存企業との連携はイノベーションを生み出す重要な契機になるからである。

自治体に関しても、社会保障関連支出等の増加を背景に、投資支出には限度があることから、企業や大学との多様な連携や支援の強化が求められている。

このため、地域の持続的発展を後押しする大学や自治体への企業からの寄附、産学官連携による新産業創出への取組みなどに資する税制の創設や整備を期待する。

(3) 東京一極集中の是正

新型コロナウイルスの感染拡大によって、東京に集中するわが国の中枢機能や密接度の高い生活環境など、過度な東京一極集中による弊害が改めて問題視されるようになった。

東京一極集中の是正はこれまでに幾度も検討されてきたが、地域からの人口の流入は止められず、長らく歯止めがかからない状況が続いている。その是正には、税制をはじめ、あらゆる手段を活用して早急に取り組むべきである。

今後、首都圏からの人口移転や代替機能の設置に向けて、その受け皿の一つとなりうる中部圏がより魅力的で機能的な地域となるためには、人口の流入や中枢機能が移転しやすい制度や環境等の整備が必要である。また、東京一極集中の是正を一過性のものとせず、持続的な取組みとして後押しするためにも税制が果たす役割は極めて大きい。

(4) 中部圏企業の税制に関する問題意識

本会の会員企業は、税制改正に関して様々な問題意識を抱えており、先般本会が実施したアンケートにおいては、以下のような課題が指摘された。

- ・ 法人実効税率の引下げ
- ・ 企業のデジタル化を加速させる税制の整備
- ・ 賃上げを促す税制等の環境の整備
- ・ 生産性向上等を後押しする税制の整備
- ・ 国土強靱化に資する防災・減災設備の投資支援

これらの課題については、いずれも重要な論点であると認識し、本意見書においては個別に検討して具体的提言として要望している。

4. 2023 年度税制改正に向けた論点

ここまで述べてきた、税制改正の必要性、改革の進め方および中部圏の税制への期待を踏まえ、2023 年度税制改正に向けた論点として次の 5 項目を取り上げた。

- ① ウィズコロナ社会に応じた税制の整備
- ② 脱炭素社会の推進に寄与する税制の整備
- ③ デジタル田園都市国家の実現に寄与する税制の整備
- ④ 企業活動を活性化する環境整備
- ⑤ 国家的災害リスク管理の向上

このうち、①に含まれる「リスクリングの推進に資する税制の創設」、②に含まれる「エネルギー・自動車関係諸税の整理」、③に含まれる「D X投資促進税制の期限延長と運用要件の見直し」の 3 項目を、特に「重点要望項目」として要望する。

Ⅱ．中長期の課題解決に対する要望

1．公平な所得再分配に資する構造的改革

（１）マイナンバー制度を活用した実効性のある給付制度の確立

- ・ 国は、デジタル社会の基盤となるマイナンバー制度を活用した実効性のある給付措置を導入すべき。その前提として、個人情報や情報セキュリティ面に十分に留意した上で、国民の制度への理解度を高めていくべきである。

（２）給付付き税額控除の導入検討

- ・ 所得税において、給付付き税額控除など、公平性と効率性の高い所得再分配方法の導入について検討を図るべきである。

（３）国民の最低限度の生活を効果的・効率的に守る手段の検討

- ・ 国民の最低限度の生活を効果的・効率的に守る手段のあり方として、ベーシックインカムの有効性等も検証しながら、政府内で継続的な検討を図るべきである。

2．国の根幹にかかわる人口と経済的繁栄の地域間格差の是正

（１）出生率の改善

- ・ 出生率の改善に向けた税制を整備すべきである。具体的には、所得税制における「N分N乗方式¹⁶」の導入について本格的な検討が着手されることを期待する。

（２）労働参加の促進

- ・ 女性の労働参加を促す制度へ向けて、一層の改善を図るべきである。具体的には、夫婦共働き世帯が恩恵を受けることのできる税制や、パート労働者の勤労意欲を削いている社会保障の壁の撤廃などである。
- ・ シニア世代の労働参加を促す制度へ向けて、税制・社会保障を一体で整備すべきである。具体的には、在職老齢年金制度における給与収入額による年金カットを停止すべきである。

¹⁶ N分N乗方式とは、世帯所得の合計を世帯人数で割った金額に税率をかけ、算出された税額に世帯人数をかけて、世帯の課税額を算出する所得税の課税方式。

3. 基幹税である消費税制の改善

(1) 複数税率制度の廃止

- ・ 複数税率について、導入後の事務の煩雑さ等の評価・検証を行った上で、廃止に向けた検討を行うべきである。

(2) 逆進性の緩和

- ・ 消費税率の引き上げの持つ逆進性を緩和する本格的な対策として、所得税における給付付き税額控除方式の導入を検討すべきである。

(3) インボイス制度導入における公正な納税環境の整備推進（再掲）

- ・ インボイス制度については、公正な納税環境が実現することに寄与するが、特に中小企業・小規模事業者の負担感が強くなるため、電子レジスターの導入等の電子インフラの環境整備を国が主導して推進すべきである。

4. 経済活動を抑制する税制や歪みをもたらす税制の廃止または見直し

(1) 使命を終えた税制の廃止（再掲）

① 事業所税の廃止

- ・ 事業所税は、時代に逆行するものであり、創業や雇用に抑制的に働くため、地方税の財源確保を図った上で廃止すべきである。

(2) 受容性の低い税制の廃止・整備（再掲）

① 固定資産税の見直し

- ・ 固定資産税の償却資産への課税は、行政サービスとの直接的な受益関係を見出しにくく、設備投資や経済成長を阻害するものであるため、地方税の財源確保を図った上で廃止すべきである。また、廃止までの期間においても、評価額の最低限度（取得価格の5%）を、早急に法人税と同様に備忘価格（1円）とすべきである。

② 法人事業税の外形標準課税の改善

- ・ 法人事業税の外形標準課税は、ベースとなる金額に報酬給与額を含んでいるため、企業の雇用や賃上げに対して抑制的に働くことから、地方税の財源確保を図った上で廃止すべきである。

（３）資産課税における中立性の確保

① 相続税における資産評価方法の見直し

- ・ 相続税の評価額は資産の種別によって大きく異なる。評価方法の差異を背景とした過度な相続税対策を是正するために、相続税における資産評価方法を見直すべきである。

② 相続税の税率水準の見直し

- ・ 相続税の税率水準の見直しに向けた検討を行うべきである。特に国力維持と国際競争力の観点から、相続税率の最高税率を他の先進国並みにまで引き下げるべきである。

５．税務負担の抜本的な軽減に向けた税制の見直し（再掲）

（１）地方税と国税の徴収の一元化

- ・ 国税と地方税は企業の税務負担の軽減と行政効率向上の観点から、申告・納付を含め、徴収業務を一元化すべきである。なお、導入にあたっては、事務管轄の行政組織の見直しを図り、権限の明確化と効率化の両立を進めるべきである。

（２）優遇税制等の制度設計の簡素化

- ・ 優遇税制措置の実施は、企業の投資促進や事業環境整備において重要な役割を果たす一方で、措置を受けるにあたって事務手続きが非常に煩雑になっており、税制の利用率を低下させる一因となっている。税制支援を求める者を広く受け入れ、企業の発展や生産性の向上等に寄与するために、税制の制度設計は可能な限り簡素化すべきである。

６．納税者権利憲章の制定

（１）納税者の権利を守り、納税への理解促進を図る納税者権利憲章の制定

- ・ 納税者の権利を守り、納税に対する理解と納得を促進するため、納税者権利憲章を制定し、透明性の高い租税制度の礎とすべきである。

以 上